明　細　書

発明の名称 ：

医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラム

技術分野

[0001] 本発明は、医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラムに関し、さらに言えば、通信ネットワークを介して、個々の患者または要介護者に関する医療情報や介護情報の閲覧や入出力、メッセージの送受信等をユーザー端末で実行可能とすることで、専門分野が異なる医師や看護師、栄養士、ケアマネージャー等の多職種の医療従事者や介護従事者が相互に連携してより良質の医療サービスや介護サービスを提供できるように支援する医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラムに関する。

背景技術

[0002] 近年、少子高齢化に伴って、医療関連施設（病院、クリニック、訪問看護ステーション等）で種々の医療サービスを同時期に利用する人（医療サービス利用者）がますます増加している。医療サービスは、内科、外科、整形外科、耳鼻科、眼科、歯科等、専門分野が異なる医師や看護師、歯科医師や歯科衛生士等の専門家（以下、医療専門家という）によって提供されているため、医療サービスには多くの職種の専門家が関与している。また、専門分野が異なる医療サービスは、異なる場所にある医療関連施設で提供されることが多い。したがって、個々の医療サービス利用者（すなわち患者）に関する医療情報は、異なる場所にある複数の医療関連施設に、個別に、何ら関連性なく保管され、利用されているのが現状である。

[0003] ところで、患者が特定疾患について医療関連施設で診断・治療・検査・手術等を受けた際に、同一疾患または他の疾患について他の医療関連施設で受けた診断・治療・検査等の結果を利用できれば、非常に好ましい。これは、

医療専門家にとっては、診断や治療に利用できる医療情報が増えるため、診断精度や治療効果が向上するというメリットがあるし、その患者にとっても、重複した診断・治療・検査が不要になって出費や通院の手間が減る等のメリットがあるからである。また、これにより国が医療関連施設に支払う医療費も低下するため、国にとってもメリットがある。

[0004] このように、個々の患者の医療情報をその患者の医療に異なる医療関連施設で関与している複数の医療専門家の間で共有できる状況を、情報システムで実現できれば、非常に有益である。ただ、個々の患者の医療情報は、患者の個人情報であるから、医療情報の共有について個々の患者の承認を得る必要がある。また、個々の患者の医療情報を所有する医療専門家（医師）の承認を得る必要もある。よって、患者及び医療専門家の双方の承認プロセスを情報システムに組み込む必要がある。

[0005] 医療サービスについて上述した事情は、介護サービスについても当てはまる。介護関連施設には、ケアマネージャー、ヘルパー等の介護支援者だけでなく、医師や看護師が常駐している場合があるし、常駐していなくても、外部の医療関連施設と連携して定期的あるいは必要時に迅速に医療サービスを受けられるようにしているからである。この場合には、要介護者は、介護サービスと共に医療サービスも利用することになるから、医療関連施設と介護関連施設の間で、要介護者（患者でもある）の医療情報と介護情報を共有することになる。このような場合に医療情報を共有できる上記情報システムを適用すると、在宅介護で課題とされている多職種連携による情報共有の問題を解決することができ、非常に効果が高い。

[0006] 本発明に関連する先行技術としては、例えば、特許文献１に開示された介護支援システムがある。この介護支援システムは、地域包括支援センター、介護事業者、要介護者の家族等、介護に関連するあらゆる団体または人が介護情報を共有すると共に、この共有された介護情報に基づいて、適切な介護サービスを要介護者が利用できるように、また介護スタッフが提供できるように、支援するものである。

[0007] この介護支援システムでは、ユーザー情報テーブルと、スタッフ情報テーブルと、介護保険情報テーブルを備え、利用者の端末や介護スタッフの端末から受信した情報が、前記スタッフ情報テーブルまたは前記介護保険情報テーブルに含まれる情報に一致するか否かを、属性判定部で判定する。そして、一致すると判定された場合は、登録部により、送信元の利用者または介護スタッフに新たなユーザ情報ＩＤを割り当てると共に、この割り当てられたユーザ情報ＩＤと、前記一致した情報に関連づけられたユーザＩＤと、前記受信した情報とに基づいて、新たなユーザ情報テーブルを生成して記憶させる。一致しないと判定された場合は、送信元の利用者または介護スタッフに新たなユーザ情報ＩＤ及びユーザＩＤを割り当てると共に、この割り当てられたユーザ情報ＩＤ及びユーザＩＤと前記受信した情報とに基づいて、新たなユーザ情報テーブルとスタッフ属性テーブルまたは介護保険情報テーブルとを生成して記憶させる。その後、サービス提供部により、前記スタッフ情報テーブル及び前記介護保険情報テーブルに基づき、前記端末から要求された介護サービス情報をネットワークを介して前記端末に送信する。

[0008] こうして、特許文献１の介護支援システムは、地域包括支援センター、介護事業者、要介護者の家族等、介護に関連するあらゆる団体または人が、「介護情報」を共有できるようにしている。

先行技術文献

特許文献

[0009] 特許文献1：特許第４６５８２２５号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0010] 上述した構成を持つ特許文献１の介護支援システムは、地域包括支援センター、介護事業者、要介護者の家族等、介護に関連するあらゆる団体または人が、「介護情報」を共有できるようにしたものであるが、医療関連施設間で個々の患者の疾患に関する「医療情報」を共有する場合には適用できない

。その理由は以下のとおりである。

[0011] すなわち、まず、個々の患者の疾患に関する医療情報は、疾患毎に専門分野が異なるから、設置場所が異なる複数の医療関連施設（病院、クリニック、訪問看護ステーション等）に別個に保管されていることが多く、また、個々の医療関連施設は通常、患者からの申告がない限り、他の医療関連施設でも診断や治療を受けているかどうかが分からない。よって、医療関連施設にある医療情報を共有する情報システムには、患者からの申告ができるように構成すると共に、申告者が患者本人であることを認証するサブシステムが必要である。また、医療関連施設から患者に照会できるように構成することも必要である。しかし、特許文献１の介護支援システムは、そのような構成になっていない。

[0012] また、患者が、自分の疾患を他の人に知られることを嫌って、自分の医療情報の共有を望まない場合や、一部の人に限って共有を許容する場合がある。よって、医療関連施設にある医療情報を共有する情報システムには、患者自身が自分の医療情報の共有を望むか否かについての意思を反映できる構成と、共有を望む場合でもどの範囲までなら許容できるかについての意思を反映できる構成とを備える必要がある。しかし、特許文献１の介護支援システムは、そのような構成になっていない。

[0013] 本発明は、このような事情を考慮してなされたものであり、その目的とするところは、専門分野が異なる医師や看護師、栄養士、ケアマネージャー等の多職種の医療従事者や介護従事者（以下、これらをまとめて「事業従事者」ということがある）が、患者または要介護者（以下、両者をまとめて「サービス受給者」ということがある）一人ひとりの医療情報や介護情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報や介護情報に基づいて患者または要介護者に、より良質の医療サービスや介護サービスを提供できるように支援する医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラムを提供することにある。

[0014] 本発明の他の目的は、自分の医療情報や介護情報の共有について、医療従

事者だけでなく患者または要介護者からも要請することができると共に、共有要請を受けたあるいは行った患者または要介護者が患者本人であることを容易に確認することができる医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラムを提供することにある。

[0015] 本発明のさらに他の目的は、患者または要介護者が、自分の医療情報や介護情報の共有について承認する際に、その共有範囲を指定することができる医療・介護支援方法、医療・介護支援システム及び医療・介護支援プログラムを提供することにある。

[0016] ここに明記しない本発明のさらに他の目的は、以下の説明及び添付図面から明らかである。

課題を解決するための手段

[0017] （１） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法は、

ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援方法であって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶し、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶し、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護従事者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶し、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶し、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持

つグループを生成し、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようにし、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能とすることを特徴とするものである。

[0018] 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法では、前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者が持つ前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成するため、前記グループは、前記患者または前記要介護者毎に生成される。したがって、前記グループに係る前記患者または前記要介護者に対する医療サービスまたは介護サービスを提供する前記医療従事者または前記介護従事者を、前記グループにグループ・メンバーとして追加すれば、追加された前記医療従事者または前記介護従事者は、前記グループに係る前記患者または前記要介護者の、前記グループに係る前記患者または前記要介護者についての医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有できるようになる。

[0019] よって、前記患者または前記要介護者一人ひとりの医療情報や介護情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報や介護情報に基づいて前記グループに係る前記患者または前記要介護者に対し、より良質の医療サービスや介護サービスを提供することができる。

[0020] また、前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記

被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようになっているので、前記被招待者や前記管理者（例えば院長）の意図に反して前記グループにグループ・メンバーとして勝手に追加される恐れがないし、前記被招待者が前記グループにグループ・メンバーとして追加されることで前記患者または前記要介護者の医療・介護サービスに対して問題が生じたりすることもない。

[0021] （２） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法の好ましい例では、前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する。

[0022] （３） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法の他の好ましい例では、前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる。

[0023] （４） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する。

[0024] （５） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられる。

[0025] （６） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設でのサービス受給者番号（患者番号、要介護者番号）または被保険者番号（健康保険番号、介護保険番号）に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる。

[0026] （７） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法の他の好ましい例では、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる。

[0027] （８） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる。

[0028] （９） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される。

[0029] （１０） 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法のさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有さ

れる前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される。

[0030] （１１） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムは、

ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援システムであって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶するユーザー識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶するサービス受給者識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護事業者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する事業従事者識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶する事業関連施設識別情報記憶手段と、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成するグループ管理手段と、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加する招待リクエ

スト管理手段とを備え、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能であることを特徴とするものである。

[0031] 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムでは、前記グループ管理手段によって、前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者が持つ前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成するため、前記グループは、前記患者または前記要介護者毎に生成される。したがって、前記グループに係る前記患者または前記要介護者に対する医療サービスまたは介護サービスを提供する前記医療従事者または前記介護従事者を、前記グループにグループ・メンバーとして追加すれば、追加された前記医療従事者または前記介護従事者は、前記グループに係る前記患者または前記要介護者の、前記グループに係る前記患者または前記要介護者についての医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有できるようになる。

[0032] よって、前記患者または前記要介護者一人ひとりの医療情報や介護情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報や介護情報に基づいて前記グループに係る前記患者または前記要介護者に対し、より良質の医療サービスや介護サービスを提供することができる。

[0033] また、前記招待リクエスト管理手段は、前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようになっているので、前記被招待者や前記管

理者（例えば院長）の意図に反して前記グループにグループ・メンバーとして勝手に追加される恐れがないし、前記被招待者が前記グループにグループ・メンバーとして追加されることで前記患者または前記要介護者の医療・介護サービスに対して問題が生じたりすることもない。

[0034] （１２） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムの好ましい例では、前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する。

[0035] （１３） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムの他の好ましい例では、前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる。

[0036] （１４） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する。

[0037] （１５） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられる。

[0038] （１６） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設でのサービス受給者番号（患者番号、要介護者番号）または被保険者番号（健康保険番号、介護保険番号）に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる。

[0039] （１７） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムの他の好ましい例では、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる。

[0040] （１８） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる。

[0041] （１９） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される。

[0042] （２０） 本発明の第２の観点による医療・介護支援システムのさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される。

[0043] （２１） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムは、

ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援プログラムであって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護従事者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成する処理と、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようにする処理とを、コンピュータに実行させ、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能とすることを特徴とするものである。

[0044] 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムでは、上述した本発明の第１の観点による医療・介護支援方法と同じ理由により、専門分野が異なる医師や看護師、栄養士、ケアマネージャー等の多職種の医療従事者や介護従事者（すなわち事業従事者）が、患者や要介護者（すなわちサービス受給者）一人ひとりの医療情報や介護情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報や介護情報に基づいて患者または要介護者に、より良質の医療サービスや介護サービスを提供できるように支援することができる。

[0045] （２２） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムの好ましい例では、前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する。

[0046] （２３） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムの他の好ましい例では、 前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる。

[0047] （２４） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する。

[0048] （２５） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられる。

[0049] （２６） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設でのサービス受給者番号（患者番号、要介護者番号）または被保険者番号（健康保険番号、介護保険番号）に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる。

[0050] （２７） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムの他の好ましい例では、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる。

[0051] （２８） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる。

[0052] （２９） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される。

[0053] （３０） 本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムのさらに他の好ましい例では、前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で

共有される前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される。

発明の効果

[0054] 本発明の第１の観点による医療・介護支援方法、本発明の第２の観点による医療・介護支援システム、及び本発明の第３の観点による医療・介護支援プログラムによれば、専門分野が異なる医師や看護師、栄養士、ケアマネージャー等の多職種の医療従事者や介護従事者が、患者または要介護者一人ひとりの医療情報や介護情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報や介護情報に基づいて患者または要介護者に、より良質の医療サービスや介護サービスを提供できるように支援することができる、という効果がある。

図面の簡単な説明

[0055] [図1]本発明の一実施形態に係る医療支援システムの利用状態を示す概念図である。

[図2]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに参加している患者、患者関係者、医療従事者及び医療関連施設の相互関係を示す説明図である。

[図3]本発明の一実施形態に係る医療支援システムの内部構成を示す機能ブロック図である。

[図4]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに使用されているテーブルの構成例を示す図で、（ａ）はユーザーテーブル、（ｂ）は患者テーブル、（ｃ）は医療従事者テーブル、（ｄ）は医療関連施設テーブルである。

[図5]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに使用されているテーブルの構成例を示す図で、（ａ）は医療関連施設患者テーブル、（ｂ）は疾患テーブル、（ｃ）はグループテーブル、（ｄ）はグループ参加テーブルである。

[図6]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに使用されているテーブルの構成例を示す図で、（ａ）は招待リクエストテーブル、（ｂ）はタイムラ

インテーブル、（ｃ）は医療情報共有ルールテーブル、（ｄ）はＮＦＣ端末管理ルールテーブルである。

[図7]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに使用されているテーブルの構成例を示す図で、（ａ）はメッセージ送信予約テーブル、（ｂ）は患者属性テーブルである。

[図8]本発明の一実施形態に係る医療支援システムに使用されている全テーブル間の関係を示す説明図である。

[図9]本発明の一実施形態に係る医療支援システムによって形成される、患者別疾患毎に生成される表示領域と、その表示領域にアクセスできる人の関係を示す説明図ある。

[図10]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療支援サービスの利用希望者が新規にユーザー登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図11A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療支援サービスのユーザーが新規に患者登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図11B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療支援サービスのユーザーが新規に医療従事者登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図12A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図12B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートで、図１２Ａの続きである。

[図13A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、患者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図13B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、患者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートであ、図１３Ａの続き

である。

[図14A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者または患者が、ユーザーとなっているサポーターを招待する際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図14B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者または患者が、ユーザーとなっているサポーターを招待する際の一連の動作を示すフローチャートで、図１４Ａの続きである。

[図15A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者または患者が、非ユーザーであるサポーターを招待する際の一連の動作を示すフローチャートである。

[図15B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者または患者が、非ユーザーであるサポーターを招待する際の一連の動作を示すフローチャートで、図１５Ａの続きである。

[図16A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される「新規ユーザー登録画面」の例を示す説明図である。

[図16B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される「ログイン画面」の例を示す説明図である。

[図17A]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される「新規患者登録画面」の例を示す説明図である。

[図17B]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される「新規医療従事者登録画面」の例を示す説明図である。

[図18]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、医療従事者が要請する場合の「かかりつけ登録要請画面」の例を示す説明図である。

[図19]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、医療従事者が要請する場合の「かかりつけ登録承認画面」の例を示す説明図である。

[図20]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患

者が要請する場合の「かかりつけ登録要請画面」の例を示す説明図である。

[図21]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患者が要請する場合の医療関連施設の検索結果画面の例を示す説明図である。

[図22]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患者が要請する場合の「かかりつけ登録確認画面」の例を示す説明図である。

[図23]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、既存ユーザーを招待する場合の「サポーター招待画面」の例を示す説明図である。

[図24]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、既存ユーザーを招待する場合の「サポーター招待許否画面」の例を示す説明図である。

[図25]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、既存ユーザーを招待する場合の「サポーター招待承認画面」の例を示す説明図である。

[図26]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、非ユーザーを招待する場合の「サポーター招待画面」の例を示す説明図である。

[図27]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、非ユーザーを招待する場合の「サポーター招待承認画面」の例を示す説明図である。

[図28]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、非ユーザーを招待する場合の「サポーター招待許否画面」の例を示す説明図である。

[図29]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて、医療従事者による患者グループ登録の一連の動作を示すフローチャートである。

[図30]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、医療従事者メニューの一例を示す説明図である。

[図31]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患

者メニューの一例を示す説明図である。

[図32]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患者Ａさんに関するタイムラインの一例を示す説明図である。

[図33]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患者Ａさんの統合された医療情報を示す説明図である。

[図34]本発明の一実施形態に係る医療支援システムにおいて使用される、患者グループ登録画面の一例を示す説明図である。

発明を実施するための形態

[0056] 以下、添付図面を参照しながら、本発明の好適な実施形態について説明する。

[0057] （医療支援サービスの利用形態）

本発明の一実施形態に係る医療支援システム３０が提供する医療支援サービスを利用する際の全体構成を、図１に示す。

[0058] 以下の説明では、個々の患者を区別する場合は「患者Ｐ１」、「患者Ｐ２」と表記し、個々の患者を区別しない場合は「患者Ｐ」と表記する。同様に、個々の医療従事者を区別する場合は「医療従事者Ｍ１」、「医療従事者Ｍ２」などと表記し、区別しない場合は「医療従事者Ｍ」と表記する。個々の患者関係者を区別する場合は「患者関係者Ｒ１」、「患者関係者Ｒ２」などと表記し、区別しない場合は「患者関係者Ｒ」と表記する。個々の医療関連施設を区別しない場合は、「医療関連施設Ｆ」と表記し、区別する場合は、「医療関連施設Ｆ１」、「医療関連施設Ｆ２」などと表記する。個々のグループを区別しない場合は、「グループＧ」と表記し、区別する場合は、「グループＧ１１」、「グループＧ１２」などと表記する。

[0059] 図１に示すように、この医療支援サービスは、その利用を希望する患者Ｐ、患者関係者Ｒまたは医療従事者Ｍが、所定の方法でユーザー登録をした後、患者Ｐが所有する患者端末１０や、医療従事者Ｍが操作する医療従事者端末１１、あるいは、患者関係者Ｒが所有する患者関係者端末１２（以下、これらの端末をまとめて「ユーザー端末」ということがある）から、通信ネッ

トワークであるインターネット２０を介して利用するようになっている。

[0060] ユーザー登録をした患者Ｐ、患者関係者Ｒまたは医療従事者Ｍは、この医療支援サービスの「ユーザー」となる。この医療支援サービスは、医療支援システム３０によって実現されているから、この医療支援サービスの「ユーザー」は医療支援システム３０の「ユーザー」と言うこともできる。ユーザー登録をしていない患者Ｐ、患者関係者Ｒまたは医療従事者Ｍは、この医療支援サービスを利用できない。

[0061] いずれかのユーザー端末１０、１１または１２からインターネット２０を介して医療支援システム３０に指示を送ると、医療支援システム３０内に設置されたハードウェアとソフトウェアの動作により、後述する「ユーザー登録」や「グループの生成」、「グループへの招待」、「メッセージの送受信（コミュニケーション）」、「かかりつけ登録」、「医療情報の閲覧」といった種々の動作や機能が実行される。また、そうすることで、患者一人ひとりの医療情報や交換されたメッセージを、患者Ｐのプライバシーを守りながら、複数の医療従事者Ｍの間で、もしくは患者Ｐと医療従事者Ｍの間で、または患者Ｐと医療従事者Ｍと患者関係者Ｒの間で共有することが可能となり、その共有された医療情報やメッセージに基づいて個々の患者Ｐに、より良質の医療サービスを提供できるようになる。

[0062] 患者端末１０と患者関係者端末１２は、通常、携帯電話やスマートフォンのような携帯端末とされ、個々の患者Ｐや患者関係者Ｒが自分専用の端末を所有するが、デスクトップ型あるいはノート型のパーソナル・コンピューター（パソコン）や、タッチパネル型の端末も使用可能である。医療従事者端末１１は、医療関連施設に設置されることが多いので、通常はデスクトップ型あるいはノート型のパソコンとされるが、タッチパネル型の端末や携帯端末も使用可能であることは言うまでもない。要するに、これらの端末１０、１１及び１２は、インターネット２０を介して医療支援システム３０との間で情報の送信、受信及び表示ができる端末装置であればよく、その形態や構成は問わない。

[0063] 個々の患者Ｐは、一つ以上の疾患を患っており、特定の医療関連施設Ｆにおいてそこに所属する医療従事者Ｍから診断・治療等の医療サービスを受けている。説明を簡単にするため、本実施形態では、２人の患者Ｐ１及びＰ２のみがこの医療支援サービスを利用している場合を想定しているが、実際はもっと多くの患者Ｐが利用することは言うまでもない。

[0064] 患者関係者Ｒとは、個々の患者Ｐの家族や親戚、友人、知人など、何らかの形で患者Ｐと関係のある人を指す。医療従事者Ｍであっても、ある患者Ｐの家族や親戚、友人あるいは知人等である場合は、その患者Ｐの患者関係者Ｒになり得る。ここでは、８人の患者関係者Ｒ１、Ｒ２、Ｒ３、Ｒ４、Ｒ５、Ｒ６、Ｒ７及びＲ８が参加している場合を想定しているが、患者Ｐの事情に応じて、もっと多くの、あるいはもっと少ない患者関係者Ｒが利用することがあるのは言うまでもない。

[0065] 医療従事者Ｍとは、医師、看護士等の医療関連施設Ｆにおいて医療に従事している人を指す。医療従事者Ｍは、専門分野を持つクリニック（小規模の医院）や病院（中規模・大規模の医療施設）、訪問看護ステーション等の各種の医療関連施設Ｆに所属して、その医療関連施設Ｆで患者Ｐに対して診断・治療等の医療サービスを提供する。ここでは、８人の医療従事者Ｍ１、Ｍ２、Ｍ３、Ｍ４、Ｍ５、Ｍ６、Ｍ７及びＭ８のみが参加している場合を想定しているが、実際はもっと多くの、あるいはもっと少ない医療従事者Ｍが参加することは言うまでもない。

[0066] 医療関連施設Ｆとは、医療従事者Ｍにより患者Ｐに対して医療サービスが提供される施設、例えば、小規模の医院（クリニック）やそれよりも規模の大きい病院、訪問看護ステーションなどを指す。診断・治療・看護・ケア・検査・手術・相談等、何らかの医療サービスが提供される施設であれば足り、その形態や規模は問わない。

[0067] また、図１では、患者Ｐと医療従事者Ｍと患者関係者Ｒがそれぞれ端末１０、１１及び１２を所有しているとして描いているが、本発明はこれに限定されない。患者Ｐと患者関係者Ｒと医療従事者Ｍは、それぞれ、一意に識別

できる識別情報（ユーザーＩＤ）を持ち、同じ端末から医療支援システム３０にログインしても区別されることから、同じ端末を複数の人が共用しても支障は生じない。

[0068] 図２は、本実施形態に係る医療支援システム３０を利用している、換言すれば、医療支援システム３０のユーザーである患者Ｐ１及びＰ２、患者関係者Ｒ１～Ｒ８、及び医療従事者Ｍ１～Ｍ８の相互関係を示す説明図である。

[0069] 医療支援システム３０では、個々の患者Ｐの疾患毎にグループＧが登録される。つまり、個々の患者Ｐが持つ疾患それぞれについて別個のグループＧが形成されるのである。各グループＧに参加している人（参加者）（つまりグループ・メンバー）は、通常、患者Ｐ本人の他に、患者Ｐが治療等を受けている医療関連施設Ｆに所属する担当の医療従事者Ｍを少なくとも一人含み、さらに、必要に応じて追加された患者関係者Ｒを含む。したがって、各グループＧのグループ・メンバーは、患者Ｐ本人と、担当の医療従事者Ｍ及び患者関係者Ｒから構成されるのが一般的である。

[0070] 各グループＧに参加している医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆのいずれか一つは、そのグループＧ（ひいては患者Ｐ）に対して「かかりつけ登録」されるのが通常である。「かかりつけ登録」された医療関連施設Ｆは、グループＧに係る患者Ｐの疾患の治療方針全般について主たる責任を負う。

[0071] しかし、グループ・メンバーの構成は、そのような場合に限定されない。例えば、患者Ｐと一人または複数の医療従事者Ｍだけがグループ・メンバーである（患者関係者Ｒを含まない）場合もあるし、複数の医療従事者Ｍだけがグループ・メンバーである（患者Ｐも患者関係者Ｒも含まない）場合もある。前者は、例えば、患者Ｐが患者関係者Ｒに対して自己の医療情報を知らせたくないようなときに生じる。後者は、患者Ｐの治療に関わっている複数の医療従事者Ｍの間で患者Ｐの医療情報を共有したいが、患者Ｐには知らせたくないようなときに生じる。なお、患者Ｐをグループ・メンバーに含まない場合は、医療支援システム３０上で患者Ｐから医療情報の共有に対する承認を得ることができないため、別途、医療支援システム３０外で得るように

する。例えば、書面等で承認を得るようにすればよい。むろん、書面等をデジタル化したものを患者Ｐが承認するプロセスのみを、医療支援システム３０に便宜的に追加してもよい。なお、患者Ｐから医療情報の共有に対する承認を得るためのサブシステムを別個に医療支援システム３０に組み込むようにしてもよいことは言うまでもない。

[0072] 各グループＧの患者Ｐ本人を除く参加者（グループ・メンバー）は、医療従事者Ｍであると患者関係者Ｒとを問わず、「サポーター」と呼ばれる。何らかの形で患者Ｐをサポートする人たちだからである。したがって、各グループＧのグループ・メンバーは、患者Ｐを含む場合は、患者Ｐ本人と、少なくとも一人のサポーターから構成されると言うことができる。患者Ｐを含まない場合は、複数のサポーターのみから構成されると言うことができる。

[0073] 本実施形態では、図２から明らかなように、患者Ｐ１は、三つの疾患（ここでは糖尿病、高脂血症、痛風とする）を患っていて、患者Ｐ１の三つの疾患毎にグループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３が生成されており、各グループＧに対して医療関連施設Ｆが関連づけられている。具体的に言えば、糖尿病治療用のグループＧ１１に対してはクリニックＦ１がかかりつけ登録され、高脂血症治療用のグループＧ１２に対してはクリニックＦ２がかかりつけ登録され、痛風治療用のグループＧ１３に対しては、病院Ｆ３がかかりつけ登録されている。このように、ここでは、患者Ｐ１は、三つのグループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３に所属している。後述するように、グループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３には、かかりつけ登録されたクリニックＦ１、クリニックＦ２及び病院Ｆ３にそれぞれ所属する医療従事者Ｍも所属している。

[0074] 患者Ｐ２は、二つの疾患（ここではアルツハイマー、高血圧とする）を患っていて、患者Ｐ２の二つの疾患毎にグループＧ２１及びＧ２２が生成されており、各グループに対して医療関連施設Ｆが関連づけられている。具体的に言えば、アルツハイマー治療用のグループＧ２１に対しては病院Ｆ３がかかりつけ登録され、高血圧治療用のグループＧ２２に対しては訪問看護ステーションＦ４がかかりつけ登録されている。このように、ここでは、患者Ｐ

２は、二つのグループＧ２１及びＧ２２に所属している。後述するように、グループＧ２１及びＧ２２には、かかりつけ登録された病院Ｆ３及び訪問看護ステーションＦ４にそれぞれ所属する医療従事者Ｍも所属している。

[0075] 上述したように、グループＧ１１は患者Ｐ１の糖尿病治療用グループ、グループＧ１２は患者Ｐ１の高脂血症治療用グループ、グループＧ１３は患者Ｐ１の痛風治療用グループである。また、グループＧ２１は患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループ、グループＧ２２は患者Ｐ２の高血圧治療用グループである。このように、グループＧは、個々の患者Ｐが持つ疾患毎に作られるので、各グループＧ内では、特定の患者Ｐの特定の疾患に関する医療情報が共有されるため、当該疾患の治療等に対して高い支援効果が期待でき、結果としてより良質の医療サービスが提供できるようになる。

[0076] 医療従事者Ｍ１は、医師で、クリニックＦ１に所属しており、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１及び痛風治療用グループＧ１３にサポーターとして所属している。医療従事者Ｍ２は、看護師で、医療従事者Ｍ１と同じクリニックＦ１に所属しており、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１にサポーターとして所属している。

[0077] 医療従事者Ｍ３は、医師で、クリニックＦ２に所属しており、患者Ｐ１の高脂血症治療用グループＧ１２にサポーターとして所属している。医療従事者Ｍ４は、看護師で、医療従事者Ｍ３と同じクリニックＦ２に所属しており、患者Ｐ１の高脂血症治療用グループＧ１２にサポーターとして所属している。

[0078] 医療従事者Ｍ５は、医師で、病院Ｆ３に所属しており、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１３にサポーターとして所属している。医療従事者Ｍ６は、医師で、医療従事者Ｍ５と同じ病院Ｆ３に所属しており、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１と患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループＧ２１及び高血圧治療用グループＧ２２にサポーターとして所属している。

[0079] 医療従事者Ｍ７は、看護師で、訪問看護ステーションＦ４に所属しており、患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループＧ２１にサポーターとして所属

している。医療従事者Ｍ８は、看護師で、医療従事者Ｍ７と同じ訪問看護ステーションＦ４に所属しており、患者Ｐ２の高血圧治療用グループＧ２２にサポーターとして所属している。

[0080] 患者関係者Ｒ１は、患者Ｐ１の家族で、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１及び痛風治療用グループＧ１３にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ２は、患者Ｐ１の親戚で、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ３は、患者Ｐ１の家族で、患者Ｐ１の高脂血症治療用グループＧ１２にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ４は、患者Ｐ１の友人で、患者Ｐ１の糖尿病治療用グループＧ１１にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ５は、患者Ｐ１の友人で、患者Ｐ１の痛風治療用グループＧ１３にサポーターとして所属している。

[0081] 患者関係者Ｒ６は、患者Ｐ２の家族で、患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループＧ２１にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ７は、患者Ｐ２の親戚で、患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループＧ２１にサポーターとして所属している。患者関係者Ｒ８は、患者Ｐ２の家族で、患者Ｐ２の高血圧治療用グループＧ２２にサポーターとして所属している。

[0082] 以上述べたように、本実施形態の医療支援システム３０では、患者Ｐ１が持つ三つの疾患（ここでは糖尿病、高脂血症、痛風）毎にグループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３が形成されており、これらのグループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３のそれぞれに、クリニックＦ１、クリニックＦ２及び病院Ｆ３が、かかりつけ登録されている。したがって、クリニックＦ１に所属する医療従事者Ｍ１とＭ２が、主治医として、患者Ｐ１のグループＧ１１の疾患（ここでは糖尿病）の治療等を担当する。クリニックＦ２に所属する医療従事者Ｍ３とＭ４が、主治医として、患者Ｐ１のグループＧ１２の疾患（ここでは高脂血症）の治療等を担当する。病院Ｆ３に所属する医療従事者Ｍ５とＭ６が、主治医として、患者Ｐ１のグループＧ１３の疾患（ここでは痛風）の治療等を担当する。

[0083] 患者Ｐ１のグループＧ１１に所属している患者関係者Ｒ１、Ｒ２及びＲ４は、患者Ｐ１の糖尿病に対する治療方針などについて患者Ｐ１や医療従事者Ｍ１とＭ２と相談に乗ったりすることで、患者Ｐ１を支援する。グループＧ１１に所属している患者Ｐ１、医療従事者Ｍ１及びＭ２、患者関係者Ｒ１、Ｒ２及びＲ４の間では、患者Ｐが承認した共有ルールに応じて、糖尿病に関する医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）が可能である。

[0084] 患者Ｐ１のグループＧ１２に所属している患者関係者Ｒ３は、患者Ｐ１の高脂血症に対する治療方針などについて患者Ｐ１や医療従事者Ｍ３とＭ４と相談に乗ったりすることで、患者Ｐ１を支援する。グループＧ１２に所属している患者Ｐ１、医療従事者Ｍ３及びＭ４、患者関係者Ｒ３の間では、患者Ｐが承認した共有ルールに応じて、高脂血症に関する医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）が可能である。

[0085] 患者Ｐ１のグループＧ１３に所属している患者関係者Ｒ１及びＲ５は、患者Ｐ１の痛風に対する治療方針などについて患者Ｐ１や医療従事者Ｍ５とＭ６と相談に乗ったりすることで、患者Ｐ１を支援する。グループＧ１３に所属している患者Ｐ１、医療従事者Ｍ１及びＭ５、患者関係者Ｒ１及びＲ５の間では、患者Ｐが承認した共有ルールに応じて、痛風に関する医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）が可能である。

[0086] 同様に、患者Ｐ２持つ二つの疾患（ここではアルツハイマー、高血圧）毎にグループＧ２１及びＧ２２が形成されており、これらのグループＧ２１及びＧ２２のそれぞれに、病院Ｆ３及び訪問看護ステーションＦ４が、かかりつけ登録されている。したがって、病院Ｆ３に所属する医療従事者Ｍ５とＭ６が、主治医として、患者Ｐ２のグループＧ２１の疾患（ここではアルツハイマー）の治療等を担当する。訪問看護ステーションＦ４に所属する医療従事者Ｍ７とＭ８が、主治医として、患者Ｐ２のグループＧ２２の疾患（ここでは高血圧）の治療等を担当する。

[0087] 患者Ｐ２のグループＧ２１に所属している患者関係者Ｒ６及びＲ７は、患

者Ｐ２のアルツハイマーに対する治療方針などについて患者Ｐ２や医療従事者Ｍ６とＭ７と相談に乗ったりすることで、患者Ｐ２を支援する。グループＧ２１に所属している患者Ｐ２、医療従事者Ｍ６及びＭ７、患者関係者Ｒ６及びＲ７の間では、患者Ｐが承認した共有ルールに応じて、アルツハイマーに関する医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）が可能である。

[0088] 患者Ｐ２のグループＧ２２に所属している患者関係者Ｒ８は、患者Ｐ２の高血圧に対する治療方針などについて患者Ｐ２や医療従事者Ｍ６とＭ８と相談に乗ったりすることで、患者Ｐ２を支援する。グループＧ２２に所属している患者Ｐ２、医療従事者Ｍ６及びＭ８、患者関係者Ｒ７の間では、患者Ｐが承認した共有ルールに応じて、高血圧に関する医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）が可能である。

[0089] 各グループＧ内における上述した医療情報の共有やコミュニケーション（メッセージ交換）を実現するのに必要な各種機能は、後述するように、患者端末１０、医療従事者端末１１または患者関係者端末１２からの要請や指示に応じて、医療支援システム３０が提供する。

[0090] （医療支援システムの構成及び機能）

次に、本実施形態の医療支援システム３０の構成と機能について、図３を参照しながら説明する。図３は、医療支援システム３０の内部構成を示す機能ブロック図である。

[0091] 本実施形態の医療支援システム３０は、図３に示すように、ユーザー管理部３１０と、グループ管理部３２０と、認証部３４０と、通信制御部３５０を備えている。

[0092] 通信制御部３５０は、医療支援システム３０の外部に設けられた通信ネットワークとしてのインターネット２０を介して、医療支援システム３０と複数のユーザー端末（つまり患者端末１０、医療従事者端末１１及び患者関係者端末１２）との間で、情報の送受信を可能とするセクションである。通信制御部３５０の通信制御プロセスは、公知の方法で実行されるので、その説

明は省略する。

[0093] 認証部３４０は、ユーザー端末１０、１１または１２からインターネット２０を介して医療支援システム３０にアクセスしてきた人が、当該医療支援システム３０でユーザー登録を受けた正規ユーザーであるか否かの認証を行うセクションである。

[0094] 認証部３４０は、通信制御部３５０を介して、医療支援システム３０の外部に設けられたインターネット２０に接続されている。ユーザー管理部３１０とグループ管理部３２０は、認証部３４０において所定の認証を得ることを条件として、医療支援システム３０の外部にある患者端末１０、医療従事者端末１１及び患者関係者端末１２との間で情報の送受信を行う。そして、認証部３４０において正規ユーザーとして認証された場合に限り、その人によるユーザー管理部３１０とグループ管理部３２０へのアクセスが許可される。そうして初めて、そのユーザーは、医療支援システム３０が提供する医療支援サービスを利用することが可能となる。

[0095] 認証部３４０でのユーザー認証プロセスは、公知の方法で行われる。例えば、ユーザーの要請に応じて、所定のログイン画面（図１６Ｂを参照）をユーザー端末１０、１１または１２に表示させ、その画面上で入力されたユーザー識別情報（ＩＤ）とパスワード（ＰＷ）が、ユーザー管理部３１０に登録されたものと一致するか否かを判断し、一致すれば、正規ユーザーと判断し、ユーザー管理部３１０とグループ管理部３２０へのアクセスを許可する。一致しなければ、正規ユーザーでないとして、ユーザー管理部３１０とグループ管理部３２０へのアクセスを拒否する。

[0096] 次に、ユーザー管理部３１０について説明する。

[0097] ユーザー管理部３１０は、医療関連施設Ｆから提供される医療サービスを利用する個々のユーザー、あるいは、そのユーザーを支援するユーザー、すなわち患者Ｐ、医療従事者Ｍ及び患者関係者Ｒの登録（ユーザー登録）と、登録したユーザーの管理を行うセクションである。ユーザー管理部３１０は、登録部３１１、ユーザー情報記憶部３１２、患者情報記憶部３１３、医療

従事者情報記憶部３１４、医療関連施設情報記憶部３１５及び疾患情報記憶部３１６を有している。

[0098] 登録部３１１は、その動作を制御するソフトウェアから形成され、ユーザー管理部３１０におけるユーザー登録全般に関わる動作を制御する。例えば、医療支援システム３０にアクセスしてきたユーザー端末１０、１１または１２に、所定のユーザー登録画面（図１６Ａを参照）を表示し、当該医療支援サービスの利用を希望する人（利用希望者）に対して、所定の個人情報を入力・送信するよう促す。それに応じて、ユーザー端末１０、１１または１２から所定の個人情報が医療支援システム３０まで送信されて来ると、その個人情報をその利用希望者の「ユーザー情報」としてユーザー情報記憶部３１２に記憶する。また、登録部３１１は、必要に応じて、ユーザー情報記憶部３１２に記憶されたユーザー情報を読み出して利用し、また、ユーザー情報の修正・消去等も行う。

[0099] ユーザー情報記憶部３１２は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３１１の指示に応じて、ユーザー情報、すなわち、ユーザーとしての患者Ｐ、医療従事者Ｍ及び患者関係者Ｒの必要情報を記憶する。この時、個々のユーザーに、一意的に識別できる「ユーザー識別情報」（ユーザーＩＤ）を割り当てる。

[0100] ユーザー情報は、例えば、図４（ａ）に示すようなユーザーテーブルの形式で記憶される。このユーザーテーブルの項目は、各ユーザーに割り当てられた「ユーザーＩＤ」（ユーザー識別情報）と、各ユーザーが医療支援システム３０にログインする際に必要な「ログインＩＤ」及び「パスワード」と、各ユーザーが医療支援システム３０に登録された日である「登録日」、そして、各ユーザーの登録の有効・無効を示す「ステータス」となっている。各ユーザーに割り当てられて記憶される「ログインＩＤ」としては、ユーザー登録時にユーザーが申請した「メールアドレス」が使用されているが、これは、割り当てられた「ユーザーＩＤ」（ユーザー識別情報）と、ユーザー

登録を申請した人（利用希望者）とを一対一に対応させるためである。しかし、メールアドレスを別項目とし、ログインＩＤには一意性を持つ任意の文字列等を割り当てることも可能である。「パスワード」は、ユーザー認証のために割り当てられたものである。「登録日」は、各ユーザーが当該医療サービスを利用可能になった日を記録するために設けられた項目である。「ステータス」は、各ユーザーの登録が有効で当該医療サービスを利用可能な状態にあるか、あるいは、その登録が無効になっていて当該医療サービスを利用できない状態にあるかを記録するために設けられた項目である。

[0101] 患者情報記憶部３１３は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３１１の指示に応じて、患者Ｐの個人情報を記憶する。この時、個々の患者Ｐに一意的に識別可能な「患者ＩＤ」を割り当てる。この「患者ＩＤ」は、「患者識別情報」であり、「サービス受給者識別情報」でもある。

[0102] 患者Ｐの個人情報は、例えば、図４（ｂ）に示すような患者テーブルの形式で記憶される。この患者テーブルの項目は、各患者Ｐに割り当てられた「患者ＩＤ」（サービス受給者識別情報）と、各患者Ｐが持つ「ユーザーＩＤ」（ユーザー識別情報）と、各患者Ｐの「患者名」、「性別」、「生年月日」、「メールアドレス」、「住所」及び「電話番号」となっている。「メールアドレス」としては、通常、ユーザー登録時にユーザーが申請したメールアドレスが使用されるが、これとは異なるメールアドレスを使用してもよい。

[0103] 医療従事者情報記憶部３１４は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３１１の指示に応じて、医療従事者Ｍの個人情報を記憶する。この時、個々の医療従事者Ｍに一意的に識別可能な「医療者ＩＤ」を割り当てる。この「医療者ＩＤ」は、「医療従事者識別情報」であり、「事業従事者識別情報」でもある。

[0104] 医療従事者Ｍの個人情報は、例えば、図４（ｃ）に示すような医療従事者テーブルの形式で記憶される。この医療従事者テーブルの項目は、各医療従事者Ｍに割り当てられた「医療者ＩＤ」（事業従事者識別情報）と、各医療従事者Ｍが持つ「ユーザーＩＤ」（ユーザー識別情報）、各医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆに割り当てられた「医療関連施設ＩＤ」、そして、各医療従事者Ｍの「医療者名」、「性別」、「生年月日」及び「職種」となっている。「職種」の欄には、医師、看護師等の職種が格納される。

[0105] 医療関連施設情報記憶部３１５は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３１１の指示に応じて、医療関連施設Ｆの必要情報を記憶する。この時、個々の医療関連施設Ｆに一意的に識別可能な「医療関連施設ＩＤ」を割り当てる。この「医療関連施設ＩＤ」は、「医療関連施設識別情報」である。

[0106] 医療関連施設Ｆの必要情報は、例えば、図４（ｄ）に示すような医療関連施設テーブルの形式で記憶される。この医療関連施設テーブルの項目は、各医療関連施設Ｆに割り当てられた「医療関連施設ＩＤ」（医療関連施設識別情報）と、各医療関連施設Ｆの「施設名」、「施設種別」、「診療科目」、「住所」、「電話番号」、「ＨＰ（ホームページ）」、「診療時間」及び「最寄り駅」となっている。「施設種別」の欄には、医科診療所、病院、訪問看護ステーション等の各医療関連施設Ｆの種別が格納される。

[0107] 疾患情報記憶部３１６は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３１１の指示に応じて、疾患情報を記憶する。この時、個々の疾患に一意的に識別可能な「疾患ＩＤ」を割り当てる。この「疾患ＩＤ」は、「疾患識別情報」である。

[0108] 疾患情報は、例えば、図５（ｂ）に示すような疾患テーブルの形式で記憶される。この疾患テーブルの項目は、各疾患に割り当てられた「疾患ＩＤ」（疾患識別情報）と、図５（ａ）に示した医療関連施設患者テーブルで規定

された「医療関連施設患者ＩＤ」と、「疾患名」となっている。「医療関連施設患者ＩＤ」は、患者Ｐと、患者Ｐがかかりつけ登録している医療関連施設Ｆとの関係（リンク）を示す識別情報である。なお、疾患テーブルにおいて、「疾患ＩＤ」が「医療関連施設患者ＩＤ」と関連付けられているのは、「医療関連施設患者ＩＤ」を使用すると、患者Ｐと疾患と医療関連施設の関連付けが容易に行えるからである。

[0109] 次に、グループ管理部３２０について説明する。

[0110] グループ管理部３２０は、医療支援システム３０において、個々の患者Ｐの疾患毎に登録・形成されるグループＧを管理するセクションである。例えば、グループの新規登録のほか、グループ・メンバーの情報の記憶、招待リクエストやタイムラインやメッセージの制御、かかりつけ登録等々、多くの機能を実行する。グループ管理部３２０は、登録部３２１、グループ情報記憶部３２２、グループ・メンバー情報記憶部３２３、招待リクエスト制御部３２４、招待リクエスト情報記憶部３２５、タイムライン制御部３２６、メッセージ制御部３２７、かかりつけ施設情報記憶部３２８、共有同意情報記憶部３２９、患者実在性検証部３３０、そして認証部３３１を有している。

[0111] 登録部３２１は、その動作を制御するソフトウェアから形成され、医療従事者Ｍまたは患者Ｐの要請に応じて、個々の患者Ｐの疾患毎にグループＧを生成し、登録する。また、医療従事者Ｍまたは患者Ｐの要請に応じて、後述する「かかりつけ登録」（具体的には、患者Ｐと疾患と医療関連施設Ｆの関連付け）に係るプロセスも実行する。

[0112] 医療従事者Ｍの要請によりグループＧが生成されるのは、医療従事者Ｍが「患者グループ登録」をする場合である。「患者グループ登録」とは、医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆが治療等をしている患者Ｐとその疾患を、医療支援システム３０に登録することを指す。このとき、医療従事者Ｍは、自分が所属する医療関連施設Ｆが治療等をしている患者Ｐとその疾患を指定して、医療支援システム３０に登録するが、これは、その医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆ内で、患者Ｐの医療情報を共有できるようにするた

めである。登録部３２１は、「患者グループ登録」に同期して自動的にグループＧを生成し、生成されたグループＧに係る情報をグループ情報記憶部３２２に記憶する。

[0113] こうして生成されたグループＧの当初のグループ・メンバーは、予め決められたメンバー（デフォルトメンバー）が自動的に招待されている場合を除き、ゼロである。「患者グループ登録」をした医療従事者Ｍも、「患者グループ登録」の対象となった患者Ｐも、グループ・メンバーにはなっていない。「患者グループ登録」をした医療従事者Ｍがグループ・メンバーになるには、自分自身に向けて招待リクエストを送信し、自分で承認する必要がある。同様に、「患者グループ登録」の対象となった患者Ｐがグループ・メンバーになるには、患者Ｐ宛に招待リクエストを送信し、承認してもらう必要がある。

[0114] 患者Ｐの要請によりグループＧが生成されるのは、患者Ｐが「かかりつけ登録」を要請する場合である。このとき、患者Ｐは、自分が治療等を受けている、あるいは、受けようとしている医療関連施設Ｆのうちの一つを選んで、「かかりつけ登録」を要請し、医療関連施設Ｆに承認してもらうようにする。これは、その患者Ｐが、主として治療を受けることを希望し、且つ、治療方針全般について主たる責任を持つ医療関連施設Ｆを指定するためである。登録部３２１は、「かかりつけ登録」に同期して自動的にグループＧを生成し、生成されたグループＧに係る情報（グループ情報）をグループ情報記憶部３２２に記憶する。なお、「かかりつけ登録」では、具体的には、患者Ｐと疾患と医療関連施設Ｆの関連付けが行われる。

[0115] こうして生成されたグループＧにおいても、デフォルトメンバーが自動的に招待されている場合を除き、当初のグループ・メンバーはゼロである。「かかりつけ登録」を要請した患者Ｐも、「かかりつけ登録」の対象となった医療関連施設Ｆの医療従事者Ｍも、グループ・メンバーにはなっていない。「かかりつけ登録」を要請した患者Ｐがグループ・メンバーになるには、自分自身に招待リクエストを送信し、自分で承認する必要がある。同様に、「

かかりつけ登録」に係る医療従事者Ｍがグループ・メンバーになるには、「かかりつけ登録」を要請した患者Ｐが、医療従事者Ｍ宛に招待リクエストを送信し、承認してもらう必要がある。

[0116] グループ情報記憶部３２２は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、グループ情報、すなわち、各グループＧがどの患者Ｐのどのような疾患に関するものであり、また、どの医療関連施設Ｆを「かかりつけ施設」として登録しているかを示す情報を記憶する。

[0117] 「グループ情報」は、例えば、図５（ｃ）のようなグループテーブルとの形式で記憶される。このグループテーブルは、グループ識別情報である「グループＩＤ」と、そのグループがどのような疾患に関するものかを示す「グループ名」と、図５（ｂ）の疾患テーブルで規定された「患者ＩＤ」とを、項目として含んでいる。

[0118] グループ・メンバー情報記憶部３２３は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成される。グループ・メンバー情報記憶部３２３は、グループ・メンバー情報、すなわち、各グループＧの所有者とも言える患者Ｐ本人と、各グループＧに患者Ｐのサポーターとして参加している医療従事者Ｍや患者関係者Ｒに係る情報を記憶する。

[0119] 「グループ・メンバー情報」は、例えば、図５（ｄ）のようなグループ参加テーブルの形式で記憶される。このグループ参加テーブルは、あるグループＧへの「グループ参加」という行動に付された識別情報である「グループ参加ＩＤ」と、そのグループＧに参加しているユーザーの「ユーザーＩＤ」と、参加しているグループＧの「グループＩＤ」と、各メンバーがアクセス可能なタイムラインを指定する「アクセス可能タイムライン」という項目を含んでいる。このようなグループ参加テーブルを使用すれば、個々のグループＧに所属するグループ・メンバーを記録することができると共に、各グループＧではどのグループ・メンバーがどのタイムラインにアクセスできるか

（つまり、各グループ・メンバーがどのようなアクセス権限を持っているか）も記録することができる。

[0120] 招待リクエスト制御部３２４は、その動作を制御するソフトウェアから形成され、個々のグループＧに参加して欲しい非グループ・メンバー（すなわち、患者Ｐ、医療従事者Ｍまたは患者関係者Ｒ）を特定して、それらの非グループ・メンバーに対して送られる「招待リクエスト」を制御する。招待リクエスト制御部３２４は、ユーザーすなわち医療従事者Ｍまたは患者Ｐまたは患者関係者Ｒの指示に応じて、特定された非グループ・メンバーに対して、招待リクエストを電子メールの形で送信する。また、招待リクエストを受信したユーザーからの返信（招待リクエストを承認したか否かを示す）を受信する。

[0121] 招待リクエストは、所望のグループＧに参加してグループ・メンバーになって欲しいユーザーに対して送られる、電子メール形式の招待状である。招待リクエストの送信は、患者Ｐ、医療従事者Ｍ、患者関係者Ｒのいずれも可能であるが、グループＧへの参加を希望するユーザーに招待リクエストを送信する前に、所定の管理者の「許可」を受ける必要がある。これは、招待しようとしているユーザーがグループ・メンバーとしてふさわしいか否か、そのユーザーの参加により何らかの支障が生じないか等の点を考慮して、管理者が決定する。この管理者には、「医療従事者側管理者」と「患者側管理者」がある。「医療従事者側管理者」は、招待リクエストの送信を「許可」または「拒否」する権限を有する医療従事者Ｍ（ユーザーでもある）であり、医療関連施設Ｆ毎に、あるいは、グループ毎に設定される。「医療従事者側管理者」としては、例えば、クリニックの院長や事務長などが指定される。「患者側管理者」は、患者Ｐ本人（ユーザーでもある）か、患者Ｐの家族や友人等で患者Ｐから招待リクエストの送信を「許可」または「拒否」する権限を与えられたユーザーであり、患者Ｐ毎に、あるいは、グループ毎に設定される。「患者側管理者」としては、例えば、患者Ｐの親や配偶者や子、親しい友人などが指定される。

[0122] 通常は、医療従事者Ｍが招待リクエストを送信する場合でも、患者Ｐまたは患者関係者Ｒが招待リクエストを送信する場合でも、「医療従事者側管理者」と「患者側管理者」の双方の許可が得られないと招待リクエストを送信できない、と規定される。つまり、医療従事者Ｍ側の事情と患者Ｐ側の事情の双方を考慮したうえで、招待リクエストの送信の許否を決定するように設定する。これは、グループ・メンバーになると、患者Ｐの医療情報やメッセージを閲覧できるようになるため、だれがグループ・メンバーになるかは患者Ｐと医療従事者Ｍの双方に及ぼす影響が大きいからである。しかし、これに限定されるものではない。「医療従事者側管理者」と「患者側管理者」のいずれか一方の許可が得られれば、招待リクエストを送信できるようにしてもよいし、「医療従事者側管理者」のみの許可が得られれば、招待リクエストを送信できるようにしてもよい。この点は、必要あるいは要望に応じて決めることができる。

[0123] このように、医療支援システム３０では、招待リクエストの送信が「完了」する（「招待の完了」）ためには、「医療従事者側管理者」及び「患者側管理者」の少なくとも一方の「許可」が必要であり、グループ・メンバーの追加によって問題が生じないようになっている。

[0124] 「医療従事者側管理者」及び「患者側管理者」の双方、または、その少なくとも一方の「許可」を受けて送信された招待リクエストを受け取ったユーザーは、その招待リクエストで指定されたグループＧに参加する場合は、その招待を「承認」すればよい。そうすると、自動的に、グループ・メンバーとして追加される。グループＧに参加しない場合は、その招待を「拒絶」すればよい。このように、招待リクエストを受け取ったユーザーは、招待を「承認」するか否かを決めることで、グループＧへの参加・不参加を選択することができる。

[0125] 招待を承認したユーザーは、グループＧのメンバーとなるが、患者Ｐ以外のグループ・メンバー（具体的には医療従事者Ｍと患者関係者Ｒ）はすべて、患者Ｐのサポーターとなる。グループ・メンバーの間では、患者Ｐが選択

した共有ルールに従って、患者Ｐの医療情報やメッセージが共有される。したがって、例えば、他の医療関連施設Ｆの医療従事者Ｍから自己の疾患に対するセカンド・オピニオンをもらいたい場合や、患者Ｐが自己の疾患に関する治療経過等について知っておくことを望む家族や親戚、友人等の患者関係者Ｒがいる場合には、このような人々に対して招待リクエストが送信される。こうすることで、医療関連施設Ｆの患者Ｐの特定疾患についての医療情報を、一意性を担保しながら、他の医療関連施設の医療従事者を含む複数の医療従事者Ｍや、患者関係者Ｒ、患者Ｐ本人と共有することができる。

[0126] 「医療従事者側管理者」及び「患者側管理者」の設定は、招待リクエスト情報記憶部３２５に記憶される。「医療従事者側管理者」及び「患者側管理者」による「許可」プロセスは、招待リクエスト制御部３２４が実行する。招待リクエストの生成及び送信と、招待リクエスト受信者からの返信の受信は、招待リクエスト制御部３２４が実行する。

[0127] 招待リクエスト情報記憶部３２５は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成される。招待リクエスト情報記憶部３２５は、要請に応じて招待リクエスト制御部３３１が生成する「招待リクエスト情報」、すなわち、誰が誰に対して招待リクエストを送るのかを示す各種情報と、管理者による招待リクエストの許否に関する情報を記憶する。また、招待リクエストの受信者からの返信内容（招待リクエストの承認または許否）と、「医療従事者側管理者」及び「患者側管理者」の設定も記憶する。

[0128] 「招待リクエスト情報」は、例えば、図６（ａ）に示した招待リクエストテーブルの形式で記憶される。この招待リクエストテーブルの項目としては、各招待リクエストに割り当てられた「招待リクエストＩＤ」と、招待リクエストを送るユーザーの識別情報である「招待元ユーザーＩＤ」、招待リクエストを送信してよいかどうかの識別情報である「招待リクエスト許否」、被招待者によって招待リクエストが承認されたかどうかの識別情報である「招待リクエスト承認」、招待リクエストが送られる相手先の識別情報である

「招待先ユーザーＩＤ」、招待リクエストが送られる相手先（送付先）の「招待先メールアドレス」と「招待先パスフレーズ」、招待されるグループの識別情報である「グループＩＤ」、グループ・メンバーがアクセスできるタイムラインのコードを示す「アクセス可能タイムライン」が含まれている。このように、この招待リクエストテーブルでは、招待リクエストが送られる相手先のメールアドレスと、取り決めた招待先パスフレーズがあれば、招待リクエストはいつでも、誰に対しても送信可能である。

[0129] なお、図６（ａ）の招待リクエストテーブルに「招待先パスフレーズ」が含まれているのは、招待リクエストを受け取った人が、正規の招待先であるか否か、換言すれば、本人であるか否かを、このパスフレーズで確認するためである。招待リクエストを受け取った人が、その招待リクエストに係る招待元のグループに参加するためには、招待リクエストの電子メール中に記載されているＵＲＬにアクセスして、そこで表示される招待リクエスト承認画面中に、パスフレーズを入力する必要がある。入力されたパスフレーズが、招待リクエストテーブルに格納されている「招待先パスフレーズ」と一致しないと、そのグループには参加できないようになっているから、これで招待先の本人認証が容易にできるのである。

[0130] タイムライン制御部３２６は、その動作を制御するソフトウェアから形成されており、各グループＧに対して割り当てられる「タイムライン」（すなわち情報表示領域）を制御する。具体的には、新たに生成されたグループＧに対して、「タイムライン」と呼ばれる情報表示領域を割り当て、共有される医療情報をそのタイムラインに所定の順序で（例えば投稿された時刻順に）表示させる。表示する情報と、その表示時刻等のパラメータは、医療従事者端末１１からインターネット２０を介してグループ管理部３３０に送られるので、タイムライン制御部３３５は、そのパラメータに従って、送られてきた情報をタイムラインに表示させる。

[0131] タイムラインの一例を図９に示す。このタイムライン５１は、患者Ｐ１の糖尿病治療のグループＧ１１用に生成されたものであり、全員共有エリア５

１ａと医療従事者共有エリア５１ｂを備えている。全員共有エリア５１ａには、グループＧ１１のメンバー全員が共有する情報が表示される。医療従事者共有エリア５１ｂには、グループＧ１１の医療従事者Ｍだけが共有する情報が表示される。したがって、全員共有エリア５１ａに表示される医療情報は、グループＧ１１のメンバー全員が共有可能であり、患者Ｐ１のほか、クリニックＦ１に所属する医療従事者Ｍ１及びＭ２と、病院Ｆ３に所属する医療従事者Ｍ６と、患者関係者Ｒ１、Ｒ２及びＲ４が、自由に投稿・閲覧可能である。これとは異なり、医療従事者共有エリア５１ｂに表示される医療情報は、グループＧ１１医療従事者のみが共有可能であり、クリニックＦ１に所属する医療従事者Ｍ１及びＭ２と、病院Ｆ３に所属する医療従事者Ｍ６が、自由に投稿・閲覧可能である。

[0132] メッセージ制御部３２７は、その動作を制御するソフトウェアから形成されており、一人のグループ・メンバーから他のグループ・メンバーに宛てられたメッセージの送信・受信を制御する。この制御には、例えば、図７（ａ）に示したメッセージ送信予約テーブルが使用される。このメッセージ送信予約テーブルの項目としては、各送信予約に割り当てられた識別情報である「送信予約ＩＤ」と、メッセージが送られるユーザーの識別情報である「宛先ユーザーＩＤ」、メッセージを送るユーザーの識別情報である「差出人ユーザーＩＤ」、送信される内容である「メッセージ」、メッセージが送信される予定日時が格納される「送信予定日時」である。

[0133] 図７（ｂ）に示した患者属性テーブルは、個々の患者Ｐの属性が記憶されるものであり、メッセージ制御部３３６が所定のメッセージを一部の患者Ｐに選択的に送信する際に使用される。この患者属性テーブルは、各患者Ｐの属性に付された識別情報である「患者属性ＩＤ」と、各患者Ｐの「患者ＩＤ」と、各患者Ｐの「属性名」と、各患者Ｐの「属性値」という項目を有している。「属性名」に格納されている「２０１３年健診案内」という値は、この患者Ｐには、「２０１３年の健康診断の案内文」を送信する必要があり、「属性値」に格納されている「未」という値は、「２０１３年の健康診断の

案内文」の送信が未だ行われていないことを示す。したがって、「属性名」に「２０１３年健診案内」という値が格納されていると共に、「属性値」が「未」である患者ＩＤを選択すれば、同様の属性を持つ複数の患者Ｐに一括して、「２０１３年の健康診断の案内文」を送信することができる。その送信は、メッセージ送信予約テーブルを使って予約することができるから、非常に便利である。

[0134] かかりつけ施設情報記憶部３２８は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成される。かかりつけ施設情報記憶部３２８は、登録部３２１が実行する「かかりつけ登録」（患者Ｐと疾患と医療関連施設Ｆの関連付け）プロセスで利用され、生成される「かかりつけ施設情報」を記憶する。

[0135] かかり付け登録プロセスは、次のようなものである。上述したように、「かかりつけ登録」は、医療従事者Ｍの要請により行われる場合と、患者Ｐの要請により行われる場合とがある。前者では、医療従事者Ｍが、自分が治療等を担当している患者Ｐに対して「かかりつけ登録しませんか？」と問い合わせ、患者Ｐがそれを承認すると、登録部３２１がかかりつけ登録を実行する。後者では、患者Ｐが、自分が治療等を受けている、あるいは受けようとしている（医療従事者Ｍが所属する）医療関連施設Ｆに対して「かかりつけ登録をしたいのですが、よろしいですか？」と問い合わせ、医療関連施設Ｆ（医療従事者Ｍ）がそれを承認すると、登録部３２１がかかりつけ登録を実行する。

[0136] かかりつけ登録のための上記の問い合わせ（照会）には、招待リクエスト制御部３２４が持つ招待リクエスト送信機能と、招待リクエストに対する返信の受信機能が使用される。つまり、ユーザーに対してグループＧへの参加を要請する通常の招待リクエストでは、「グループへの招待が届いていますが、参加しますか？」という趣旨のコメントが付されるが、かかりつけ登録を要請する場合の招待リクエストでは、上述したようなコメントが付され、両者はこの点で異なるだけで、それ以外は同じである。したがって、かかり

つけ登録要請の電子メール（かかりつけ登録要請）は、招待リクエストの電子メール（グループ参加要請）の特例と言うことができる。

[0137] 例えば、ある医療関連施設Ｆに所属する医療従事者Ｍが、自分の医療関連施設Ｆである疾患の治療をしている患者Ｐに対して、その医療関連施設Ｆをその疾患についてかかりつけ登録するよう要請する場合、登録部３２１は、医療従事者Ｍの指示に応じて、医療従事者端末１１に所定のかかりつけ登録要請画面を表示する。その画面上では、かかりつけ登録に係る患者Ｐのメールアドレスを入力してから、かかりつけ登録要請を送信するよう促す。メールアドレスが入力されて「送信」ボタンがクリックされると、登録部３２１は、そのメールアドレス宛に、招待リクエストと同様の形式で、かかりつけ登録要請の電子メールを送信する。このかかりつけ登録要請の電子メールを受け取った患者Ｐが、その中に含まれている「承認」ボタンをクリックすると、登録部３２１は、かかりつけ登録に係る患者Ｐと疾患と医療関連施設Ｆの情報とを相互に関連付けて「かかりつけ施設情報」を生成し、かかりつけ施設情報記憶部３２８に記憶する。

[0138] かかりつけ登録要請の電子メールを患者Ｐに送る前に、登録部３２１は、同じ患者Ｐの同じ疾患について同一の医療関連施設Ｆでかかりつけ施設情報が既に生成されていないかをチェックする。そして、同一のかかりつけ施設情報が既に存在している場合は、新たにかかりつけ施設情報を生成せず、その旨を医療従事者端末１１に表示して、かかりつけ登録プロセスを終了する。これは、かかりつけ登録の重複を確実に防止することで、同じ医療関連施設Ｆに同じ患者Ｐの同じ疾患についての医療情報が重複して存在するという事態を防止するためである。新たにかかりつけ施設情報を生成し、かかりつけ施設情報記憶部３２２に記憶するのは、同一のかかりつけ施設情報が存在していない場合に限られる。

[0139] かかりつけ登録をした医療関連施設Ｆに所属する医療従事者Ｍと患者Ｐとは、同じグループＧのメンバーとなる必要がある。これは、患者Ｐの医療情報やメッセージをグループ・メンバー間で共有して、医療従事者Ｍが患者Ｐ

に提供する医療サービスを改善するためには、両者が同じグループＧのメンバーであることが条件だからである。しかし、グループＧのメンバーとなる時期は、かかりつけ登録の前でも後でもよい。グループＧが生成されるのは、医療従事者Ｍが「患者グループ登録」をする場合と、患者Ｐが「かかりつけ登録」をする場合であるが、生成された当初のグループ・メンバーは、予め決められたメンバー（デフォルトメンバー）が自動的に招待されている場合を除き、ゼロであるから、かかりつけ登録に係る医療従事者Ｍや患者Ｐに対しては、できるだけ早期に招待リクエストを送信して、グループＧに参加してもらうのが好ましい。

[0140] 上述した「かかりつけ登録」は、医療従事者Ｍによるかかりつけ登録要請を患者Ｐが承認することで行われたものであるが、患者Ｐ自身が、何らかの疾患について自分が治療を受けている医療関連施設Ｆを、自発的にかかりつけ登録することもできる。この場合、登録部３２１が、患者Ｐの指示に応じて、患者端末１０に所定のかかりつけ登録画面を表示し、患者Ｐに対して、かかりつけ登録を希望する医療関連施設Ｆを指定するよう促す。例えば、患者端末１０において、かかりつけ登録を希望する医療関連施設Ｆを、医療支援システム３０に登録されている医療関連施設Ｆの中から選択して指定するように案内し、登録されている複数の医療関連施設Ｆを検索して指定するよう促せばよい。患者Ｐが特定の医療関連施設Ｆを指定して「かかりつけ登録」ボタンをクリックすると、登録部３２１は、かかりつけ登録に係る患者Ｐと疾患と医療関連施設Ｆの情報とを相互に関連付けて「かかりつけ施設情報」を生成し、かかりつけ施設情報記憶部３２８に記憶する。この場合、かかりつけ登録をした患者Ｐ本人をデフォルトメンバーに設定してもよい。そうすれば、グループＧの生成当初から患者Ｐ本人がグループ・メンバーとなるから、招待リクエストの送信が不要となる。

[0141] 例えば、患者Ｐ１が自発的に医療関連施設Ｆ１とＦ２をかかりつけ登録した場合、医療関連施設Ｆ１とＦ２では、医療支援システム３０を利用する前は、患者Ｐ１が同一人であるかどうかが分からず別個に取り扱われていた患

者Ｐ１の異なる疾患に関する医療情報が、医療支援システム３０において同一人物のものであることを確認することができるようになる、このため、医療支援システム３０では、異なる医療関連施設に独立して保管されていた医療情報が、同一患者の医療情報として統合して管理、保存、閲覧できるようになる。同様に、患者Ｐ１が医療関連施設Ｆ１、Ｆ２、Ｆ３・・・と三つ以上の医療関連施設にかかりつけ登録した場合、それら三つ以上の医療関連施設での疾患に関する医療情報が、医療支援システム３０で同一の患者Ｐ１のものとして統合され、一元的に管理できるようになる。

[0142] 「かかりつけ施設情報」は、例えば、図５（ａ）に示すような医療関連施設患者テーブルの形式で記憶される。この医療関連施設患者テーブルの項目は、各医療関連施設Ｆで治療等を受けている個々の患者Ｐに割り当てられた「医療関連施設患者ＩＤ」と、図４（ｄ）に示した医療関連施設テーブルで規定された「医療関連施設ＩＤ」と、その患者Ｐのその医療関連施設Ｆにおける「患者番号」と、その患者Ｐの「患者名」、「性別」、「生年月日」、「保険」、「最終受診日」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」及び「パスコード」となっている。「医療関連施設患者ＩＤ」は、患者Ｐと、患者Ｐがかかりつけ登録している医療関連施設Ｆとの関係を示す識別情報であり、「かかりつけ施設識別情報」あるいは「医療関連施設・患者関係識別情報」と言うことができる。「患者番号」は、その医療関連施設Ｆで治療等を受けている患者Ｐの識別情報である。「パスコード」は、本人確認のために各患者Ｐに割り当てられた情報であり、患者Ｐがかかりつけ登録要請を承認する際などに使用される。

[0143] 以上のようにして、「かかりつけ施設情報」が、かかりつけ施設情報記憶部３２８に記憶されるが、そのプロセス中において、登録部３２１は、患者端末１０に所定の共有同意画面を表示し、その患者Ｐが自分の特定の疾患に係る医療情報を、かかりつけ登録に係る医療関連施設Ｆの内部で共有することに同意するか否かを問う。この回答が「共有に同意しない」であれば、医療情報の共有をしないという条件で、かかりつけ登録を行う。「共有に同意

しない」旨の回答も共有同意情報記憶部３２３に記憶するが、この場合、かかりつけ登録をするメリットは、グループ・メンバー間でのメッセージの送受信と共有のみになる。

[0144] なお、患者Ｐが医療情報の共有に同意しない場合は、かかりつけ登録自体が行われないような設定にしてもよい。

[0145] 医療支援システム３０では、かかりつけ登録が行われるまでは、患者Ｐから医療情報の共有に対する同意が得られないので、グループＧに所属する医療従事者Ｍの間で医療情報の共有ができない。しかし、それでは不便であるし、医療サービスの向上のために医療従事者Ｍの間で医療情報を共有したいという要望がある。そこで、医療支援システム３０外で、書面等を用いて患者Ｐから医療情報の共有に対する同意が得られれば、その旨を設定することで、医療支援システム３０において医療情報の共有が可能である。ただし、その場合の共有範囲は、グループＧに所属する医療従事者Ｍに限定される。

[0146] 登録部３２１は、上記の医療情報共有の照会画面において、所定の共有ルール選択画面を表示し、共有ルール、すなわち医療情報の共有範囲を選択するよう促す。例えば、共有ルールの選択肢は二つとされ、一つは「かかりつけ登録に係る医療関連施設Ｆの内部のみで共有」、他の一つは「かかりつけ登録に係る医療関連施設Ｆの内部と、かかりつけ登録に係る患者Ｐ本人とを含む、グループ・メンバー全員で共有」とされる。いずれかの共有ルールが選択されると、登録部３２１は、「共有に同意する」旨の回答と、選択された共有ルールとを共有同意情報記憶部３２９に記憶する。

[0147] 共有ルールを三つ以上設定してもよいことは言うまでもない。この場合、例えば、上記の二つのルールに加えて、「患者Ｐの医療情報は共有するが、そのメッセージは共有しない」というルールを追加することができる。

[0148] 上述した、患者Ｐの医療情報の共有ルールを選択するプロセスは、医療従事者Ｍによるかかりつけ登録の場合でも、患者Ｐによるかかりつけ登録の場合も、同じである。

[0149] 共有同意情報記憶部３２９は、ハードディスク等の情報記憶媒体と、その

情報記憶媒体への情報の記録、再生、消去等の動作を制御するソフトウェアから形成され、登録部３２１によって生成された、「自己の医療情報の共有に同意する」旨の意思表示（共有同意情報）と、選択された共有ルールとを記憶する。

[0150] 共有同意情報と選択された共有ルールは、例えば、図６（ｃ）に示す医療情報共有テーブルの形式で記憶される。この医療情報共有テーブルの項目は、患者Ｐの「ユーザーＩＤ」と、かかりつけ登録された医療関連施設Ｆの「医療関連施設ＩＤ」と、患者Ｐが同意した「共有ルール」となっている。図６（ｃ）に示す医療情報共有テーブルでは、ユーザーＩＤが「１００」の患者Ｐは、医療関連施設ＩＤが「１０００」の医療関連施設Ｆでは「院内共有許可」を与えており、医療関連施設ＩＤが「１００１」の医療関連施設Ｆでは「包括的共有許可」を与えている。

[0151] ここで、「院内共有許可」とは、例えば、患者Ｐ１がかかりつけ登録しているクリニックＦ１内に限定した共有、すなわち、クリニックＦ１に所属する医療従事者Ｍ１及びＭ２の間に限定した共有に同意していることを示す。これは、患者Ｐ１の糖尿病に関する医療情報は、グループＧ１１に所属するクリニックＦ１の医療従事者Ｍ１及びＭ２の間に限定して共有されることを意味する。

[0152] 「包括的共有許可」は、例えば、患者Ｐ１がかかりつけ登録しているクリニックＦ２に所属する医療従事者Ｍ１及びＭ２だけでなく、患者Ｐ１本人と、サポーターとして参加している患者Ｐ１の患者関係者Ｒ３との間での共有に同意していることを示す。これは、患者Ｐ１の高脂血症に関する医療情報は、グループＧ１２に所属するクリニックＦ２の医療従事者Ｍ３及びＭ４と、患者Ｐ１本人と、患者関係者Ｒ３との間で、換言すれば、グループ・メンバー全員で共有されることを意味する。

[0153] なお、図６（ｃ）に示す医療情報共有テーブルでは、共有に同意しない旨の意思表示がされた場合は、かかりつけ登録は実行されるが、共有不同意情報は医療情報共有テーブルに記憶されないようになっている。しかし、記憶

するようにしてもよいことは言うまでもない。

[0154] 患者実在性検証部３３０は、その動作を制御するソフトウェアから形成されており、「かかりつけ登録を要請して来た患者Ｐが実在するか否か」、換言すれば、「その患者Ｐが本人であり、他人のなりすましではないかどうか」を検証する。この患者実在性検証プロセスは、上述したかかりつけ登録プロセスを開始する前に行うのが好ましい。

[0155] 例えば、新規の患者Ｐがある医療関連施設Ｆで受診した場合、医療従事者Ｍ（またはスタッフ）が自施設のレセプト・コンピュータで自施設の患者番号（医療支援システム３０の患者ＩＤとは異なる）を医療支援システム３０に入力して、仮パスコードを発行する。こうすると、その仮パスコードを持つ新規の患者ユーザーが、レセプト・コンピュータと連携している医療支援システム３０に仮登録される。そこで、設定した仮パスコードと、医療支援システム３０のユーザー登録用ＵＲＬ（とＱＲコード（登録商標））を印刷した「登録用紙」を、その新規患者Ｐに診察時または受付時に手渡し、自分の患者端末１０でそのＵＲＬにアクセスして、表示されるユーザー登録画面上で、自分の患者番号、自分の氏名、生年月日と、登録用紙上に印刷してある仮パスコードとを入力して、ユーザー登録するよう依頼する。

[0156] すると、患者実在性検証部３３０は、ユーザー登録画面上で入力・送信された患者番号、氏名、生年月日、仮パスコードのすべてが、医療支援システム３０に仮登録されているものと一致するかどうかを判断し、一致した場合には正規のユーザー登録をし、一致しない場合には正規のユーザー登録を拒絶する。こうして、上述した仮登録されたユーザーが正規にユーザー登録できるかどうかによって、ユーザー登録を申請してきた人が、上述した新規の患者Ｐ本人であるかどうかを検証することができる。

[0157] この患者実在性検証プロセスは、近距離無線通信ができるＮＦＣ（Near Field Communication）端末を用いて実施することもできる。例えば、医療関連施設Ｆの窓口にＮＦＣ端末を設置しておき、そのＮＦＣ端末に患者Ｐが自分の患者端末１０を接触させると、自動的に赤外線通信等でＮＦＣ端末の端末

番号が患者端末１０に読み取られるようにしておく。そして、医療関連施設Ｆの医療従事者Ｍまたはスタッフ（例えば事務員）が、患者Ｐに、「自分の患者端末１０を窓口に設置してあるＮＦＣ端末に接触させてから、患者端末１０に表示される医療支援システム３０のユーザー登録用ＵＲＬにアクセスし、ユーザー登録をしてください。」と依頼すればよい。こうすれば、「登録用紙」への仮パスコードの印刷とその配布が不要になる。なお、この場合のユーザー登録のプロセスは、上述した「登録用紙」を使用する場合と同じである。

[0158] 図６（ｄ）に、ＮＦＣ端末を管理するために作成されたＮＦＣ端末テーブルの一例を示す。このＮＦＣ端末テーブルは、個々の医療関連施設Ｆに割り当てられた「医療関連施設ＩＤ」と、個々のＮＦＣ端末に割り当てられた「ＮＦＣ端末番号」と、図５（ａ）の医療関連施設患者テーブルで規定された、個々の医療関連施設Ｆにおいて患者毎に割り当てられた「医療関連施設患者ＩＤ」と、個々の患者Ｐに割り当てられた「パスコード」という項目を持つ。ＮＦＣ端末テーブルの「パスコード」欄に記入されたパスコードは、図５（ａ）の医療関連施設患者テーブルの「パスコード」欄に記入されたパスコードと同じである。

[0159] 認証部３３１は、その動作を制御するソフトウェアから形成されており、ユーザー端末を介して、医療支援システム３０の特定のグループＧにアクセスして来た患者Ｐ、医療従事者Ｍまたは患者関係者Ｒが、そのグループＧの正規のメンバーであるか否か、換言すれば、そのグループＧのタイムラインにアクセスする権限があるか否かをチェックする。そして、正規のメンバーであることが確認されれば、そのグループＧのタイムラインにアクセスすることを許可する。正規のメンバーでないと確認されれば、そのグループＧのタイムラインにアクセスすることを拒否する。

[0160] 医療支援システム３０で使用される上述した各種テーブルは、図８に示すような関係を持つ。すなわち、ユーザーテーブルは、「ユーザーＩＤ」（または「招待元ユーザーＩＤ」、「招待先ユーザーＩＤ）、「差出人ユーザー

ＩＤ））によって患者テーブルと医療従事者テーブルと医療情報共有テーブルと招待リクエストテーブルとグループテーブルに関連付けられている。患者テーブルは、さらに、「患者ＩＤ」によって医療関連施設テーブルと医療関連施設患者テーブルに関連付けられている。医療従事者テーブルは、さらに、「医療関連施設ＩＤ」によって医療関連施設テーブルに関連付けられている。医療関連施設テーブルは、「医療関連施設患者ＩＤ」によって疾患テーブルと医療情報共有テーブルとＮＦＣ端末管理テーブルに関連づけられている。グループテーブルは、グループ参加テーブルと招待リクエストテーブルとタイムラインテーブルと疾患テーブルに関連づけられている。ＮＦＣ端末管理テーブルは、医療関連施設テーブルと医療関連施設患者テーブルに関連づけられている。患者属性テーブルは、患者テーブルに関連づけられている。

[0161] （医療支援システムの動作）

次に、以上の構成を持つ本実施形態の医療支援システム３０の各種動作について、図１０～図２６を参照しながら説明する。

[0162] （ユーザー登録）

図１０は、本実施形態の医療支援システム３０において、当該医療支援サービスの利用希望者が、新規にユーザー登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0163] 医療支援システム３０のユーザー管理部３１０の登録部３１１は、図１０に示すように、常時、利用希望者からのアクセスを待機している（ステップＳ１１）。利用希望者（具体的には、医療従事者Ｍまたは患者Ｐまたは患者関係者Ｒ）の端末からアクセスがあると、所定の「新規ユーザー登録画面」をその端末に表示し、利用希望者に所定の個人情報を入力して送信するよう促す（ステップＳ１２）。「新規ユーザー登録画面」は、例えば図１６Ａのようなものであり、利用希望者に例えば自分の氏名とメールアドレスを入力して送信するよう促す。その時、ユーザー登録の区分として、「患者」として登録するか、「医療従事者」として登録するかを選択するように促す。こ

れは、どちらの区分で登録するかで、提供されるサービスや実施できることが大きく異なるからである。そして、登録部３１１は、その端末から送信されてくる個人情報（氏名とメールアドレス）が所定のものかどうかを判断する（ステップＳ１３）。

[0164] 受領した個人情報が所定のものでない場合、例えばメールアドレスが正しい表記になっていないような場合は、利用希望者の端末にエラー・再入力表示を行い、個人情報の再度の入力を促す（ステップＳ１４）。受領した個人情報が所定のものである場合は、受領したその個人情報にユーザーＩＤとパスワード（ＰＷ）を割り当てて、ユーザー情報記憶部３１２に記憶する（ステップＳ１５）。そして、受領したメールアドレス宛に、ユーザー登録が完了したことを知らせると共に、割り当てられたユーザーＩＤ及びＰＷを連絡するための電子メールを送信する。こうして新規ユーザー登録が完了する。

[0165] （新規患者登録）

登録部３１１は、以上のようにしてユーザー登録した利用希望者（新規ユーザー）に対し、より詳細な個人情報を登録するよう求める。患者として登録した場合（患者登録）と、医療従事者として登録した場合（医療従事者登録）とで登録すべき事項が異なるため、それらを別個に説明する。

[0166] 図１１Ａは、本実施形態の医療支援システム３０において、当該医療支援サービスのユーザーが新規に患者登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0167] 医療支援システム３０の認証部３４０は、図１１Ａに示すように、最初に、アクセスしてきた患者Ｐの患者端末１０に所定の「ログイン画面」を表示し、ログインを促す（ステップＳ２１）。「ログイン画面」としては、例えば図１６Ｂに示したものが使用される。患者Ｐは、これに応じて、「ログイン画面」において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ２２）。ユ

ーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、エラー表示をし、再入力を促す（ステップＳ２３）。ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、所定の新規患者登録画面を患者端末１０に表示して、より詳細な個人情報の入力を促す（ステップＳ２４）。

[0168] 新規患者登録画面としては、例えば図１７Ａに示すものが使用される。この場合、患者Ｐの氏名欄には、氏名が登録部３１１によって自動的に入力されるので、患者Ｐは自分の住所、生年月日、電話番号、メールアドレスを入力し、性別として例えば「女性」を選択してから、送信ボタンをクリックすることになる。

[0169] そして、登録部３１１は、患者端末１０から送信されてくる患者情報が所定のものかどうかを判断する（ステップＳ２５）。受領した患者情報が所定のものでない場合、例えば電話番号が入力されていないとか、メールアドレスが正しい表記になっていないような場合は、患者端末１０にエラー・再入力表示を行い、患者情報の再度の入力を促す（ステップＳ２６）。受領した患者情報が所定のものである場合は、受領したその患者情報に係るユーザーＩＤに患者ＩＤを割り当てて、患者情報記憶部３１３に記憶する（ステップＳ２７）。そして、受領したメールアドレス宛に、患者登録が完了したことを知らせると共に、割り当てられた患者ＩＤを通知する電子メールを送信する（ステップＳ２８）。こうして新規患者登録が完了する。なお、患者登録完了の通知と患者ＩＤの連絡は、電子メールを用いずに、患者端末１０に表示する、患者ＩＤを印刷した用紙を患者に渡す等、他の方法で行ってもよいことは言うまでもない。

[0170] （新規医療従事者登録）

次に、医療従事者として登録した場合（医療従事者登録）について説明する。図１１Ｂは、同ユーザーが新規に医療従事者登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0171] 新規医療従事者登録のプロセスは、登録される情報を除いて、上述した新

規患者登録のプロセスと同じである。すなわち、医療支援システム３０の認証部３４０は、図１１Ｂに示すように、最初に、アクセスしてきた医療従事者Ｍの医療従事者端末１１に所定の「ログイン画面」（図１６Ｂ参照）を表示し、ログインを促す（ステップＳ３１）。医療従事者Ｍは、これに応じて、「ログイン画面」において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ３２）。ユーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、エラー表示をし、再入力を促す（ステップＳ３３）。ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、所定の新規医療従事者登録画面を医療従事者端末１１に表示して、より詳細な個人情報の入力を促す（ステップＳ３４）。

[0172] 新規医療従事者登録画面としては、例えば図１７Ｂに示すものが使用される。この場合、医療従事者Ｍの氏名欄には、氏名が登録部３１１によって自動的に入力されるので、医療従事者Ｍは、医療従事者Ｍが自分の生年月日と、自分が所属する医療関連施設名、医療関連施設種別、診療科目、医療関連施設住所、電話番号、ホームページ、診療時間、最寄駅を入力し、性別として例えば「男性」を、職種として例えば「医師」を選択してから、送信ボタンをクリックすることになる。

[0173] そして、登録部３１１は、医療従事者端末１１から送信されてくる医療従事者情報が所定のものかどうかを判断する（ステップＳ３５）。受領した医療従事者情報が所定のものでない場合、例えば電話番号が入力されていないとか、医療関連施設住所が正しい表記になっていないような場合は、医療従事者端末１１にエラー・再入力表示を行い、医療従事者情報の再度の入力を促す（ステップＳ３６）。受領した医療従事者情報が所定のものである場合は、受領したその医療従事者情報に係るユーザーＩＤに医療従事者ＩＤを割り当てて、医療従事者情報記憶部３１４に記憶する（ステップＳ３７）。ま

た、受領したその医療従事者情報と医療関連施設情報を医療従事者情報記憶部３１４と医療関連施設情報記憶部３１５にそれぞれ記憶する。そして、ログインＩＤとして登録されているメールアドレス宛に、医療従事者登録が完了したことを知らせると共に、割り当てられた医療従事者ＩＤを通知する電子メールを送信する（ステップＳ３８）。こうして新規医療従事者登録が完了する。なお、医療従事者登録完了の通知と医療従事者ＩＤの連絡は、電子メールを用いずに、医療従事者端末１１に表示する、医療従事者ＩＤを印刷した用紙を医療従事者Ｍに渡す等、他の方法で行ってもよいことは言うまでもない。

[0174] 以上のようにして新規患者登録または新規医療従事者登録が完了すると、ユーザーは、患者Ｐまたは医療従事者Ｍとして各種サービスを利用できるようになる。その際に表示されるメイン・メニューを図３０及び３１に示す。

[0175] 図３０は、医療従事者Ｍ用のメイン・メニューの一例であり、「患者グループ登録」、「かかりつけ登録」、「グループへ招待」「各種承認／許可リスト」の四つのボタンが表示されている。図３１は、患者Ｐ用のメイン・メニューの一例であり、「かかりつけ登録」、「グループへ招待」「各種承認／許可リスト」の三つのボタンが表示されている。なお、「各種承認／許可リスト」は、例えば、招待リクエストの送信の許可や招待リクエストの承認などの機能を選択するボタンである。

[0176] （グループの登録・生成）

本実施形態の医療支援システム３０では、医療情報とメッセージの共有のために、個々の患者Ｐの疾患毎にグループが登録・生成される。グループの登録・生成は、医療従事者Ｍによる患者グループ登録、または、患者Ｐによるかかりつけ登録によって行われる。そこで、まず、患者グループ登録について説明し、引き続いて医療従事者によるかかりつけ登録について説明する。その後、患者によるかかりつけ登録について説明する。なお、以下の説明では、患者グループ登録の際に患者Ｐの氏名と共に疾患も登録しているが、疾患の登録は省略してもよい。この場合、医療支援システム３０は、「一つ

の医療関連施設Ｆで個々の患者Ｐに対して生成されるグループは、一つに限定される」ように設定されるため、運用がシンプルになる。

[0177] （医療従事者による患者グループ登録）

図２９は、本実施形態の医療支援システム３０において、医療従事者Ｍが患者グループ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。「患者グループ登録」とは、医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆが治療等をしている患者Ｐとその疾患について、医療支援システム３０に登録し、グループＧを生成することである。

[0178] 医療支援システム３０の認証部３４０は、図２９に示すように、最初に、アクセスしてきた医療従事者Ｍの医療従事者端末１１に所定の「ログイン画面」（図１６Ｂを参照）を表示し、ログインを促す（ステップＳ１０１）。医療従事者Ｍは、これに応じて、「ログイン画面」において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ１０２）。ユーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、エラー表示をし、再入力を促す（ステップＳ１０３）。

[0179] ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、グループ管理部３２０の登録部３２１は、所定の「医療従事者メニュー画面」（例えば図３０を参照）を医療従事者端末１１に表示する。「医療従事者メニュー画面」中の「患者グループ登録」が選択されるので、所定の「患者グループ登録画面」を医療従事者端末１１に表示し、所定の患者情報と疾患情報を入力するよう促す（ステップＳ１０５）。

[0180] 「患者グループ登録画面」としては、例えば、図３４に示したものが使用される。この場合、所定の患者情報としての患者の氏名と、所定の疾患情報としての疾患名を入力してから、送信ボタンをクリックすることになる。医療支援システム３０を「一つの医療関連施設Ｆで個々の患者Ｐに対して生成

されるグループは、一つに限定される」ように設定した場合は、疾患の登録は不要である。

[0181] 次に、登録部３２１は、医療従事者端末１１から送信されてくる情報が所定のものかどうかを判断する（ステップＳ１０５）。受領した情報が所定の患者情報と疾患情報でない場合、例えば疾患名が入力されていないとか、患者の氏名が誤っているような場合は、医療従事者端末１１にエラー・再入力表示を行い、情報の再度の入力を促す（ステップＳ１０６）。受領した情報が所定のものである場合は、受領したその情報に係る「患者グループ登録」がすでに実施されていないかどうか、つまり、患者グループ登録が重複するかどうかを判断する（ステップＳ１０７）。重複すると判断された場合は、重複しない情報の入力を指示してから（ステップＳ１０８）、ステップＳ１０５～Ｓ１０７を繰り返す。

[0182] ステップＳ１０７において患者グループ登録が重複しないと判断された場合は、登録部３２１はグループを生成して登録する（ステップＳ１０９）。これにより、医療支援システム３０に、指定された患者Ｐの指定された疾患に対するグループＧが生成される。この時、ログイン中の医療従事者Ｍが所属する医療関連施設Ｆの情報（医療関連施設情報）も、併せて登録される。また、ステップＳ１０７があるため、同じグループが重複して生成・登録される恐れはない。生成・登録時のグループＧには、デフォルトメンバーが登録されている場合を除き、参加者はいない、つまりグループ・メンバーはゼロである。しかし、指定された患者Ｐ本人や、患者グループ登録を行った医療従事者Ｍと同じ医療関連施設Ｆに所属する他の医療従事者Ｍや、他の医療関連施設Ｆに所属する他の医療従事者Ｍなど、グループＧへ参加させたい人がいる場合は、医療従事者側管理者と患者側管理者の双方の許可を受けた上でそれらの人に招待リクエストを送り、承認を受けることで、グループ・メンバーを自由に追加することができる。患者Ｐ以外のグループ・メンバーは、すべて、患者Ｐのサポーターとなる。

[0183] グループ・メンバーとなった医療従事者Ｍの間では、患者Ｐから書面等で

同意を得ることを条件として、グループＧに係る患者Ｐの指定された疾患に関する医療情報を共有することができる。したがって、患者Ｐに提供する医療サービスを改善することが可能となる。

[0184] （既ユーザーのサポーター招待）

次に、上述したようにして患者グループ登録を行った医療従事者Ｍが、既に当該医療支援サービスのユーザーとして登録されている患者Ｐや医療従事者Ｍや患者関係者Ｒを、サポーターとして招待する場合の動作について、図１４Ａ及び図１４Ｂを参照しながら説明する。なお、この動作は、医療従事者Ｍではなく、患者Ｐあるいは患者関係者Ｒがサポーター招待する場合も同じである。

[0185] 図１４Ａ及び図１４Ｂは、本実施形態の医療支援システム３０において、既ユーザーをサポーター招待する際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0186] まず、医療支援システム３０の認証部３４０は、図１４Ａに示すように、最初に、アクセスしてきた招待者（つまり医療従事者Ｍ）の医療従事者端末１１に所定の「ログイン画面」（図１６Ｂを参照）を表示し、ログインを促す（ステップＳ８１）。招待者は、これに応じて、「ログイン画面」において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ８２）。ユーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、エラー表示をし、再入力を促す（ステップＳ８３）。

[0187] ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、「医療従事者メニュー画面」を表示して希望する機能の選択を促す。「医療従事者メニュー画面」としては、図３０のようなものが使用される。ここでは新規にサポーターを招待するので、招待者は「グループへ招待」を選択する。そこで、これに応じて、グループ管理部３３０の招待リクエ

スト制御部３３１は、所定の「サポーター招待画面」を招待者の端末１１に表示し、招待リクエストの送付先を指定するよう促す（ステップＳ８４）。サポーターとして招待される人（被招待者）は既にユーザーとして登録されているから、被招待者として選択可能なユーザーの氏名が「サポーター招待画面」にリスト（一覧）表示され、招待者は希望する人をそのリストから選択すればよい。

[0188] ステップ８４の「サポーター招待画面」としては、例えば，図２３のような形式にすることができる。この例では、被招待者として選択可能なユーザーの氏名が「サポーター招待画面」にリスト（一覧）表示されている。招待者は、このリスト中にある氏名に付されている「招待する」ボタンをクリックするだけで、被招待者を選択して指定することができる。

[0189] 招待リクエスト制御部３３１は、被招待者の指定が完了したか否かを判断し（ステップＳ８５）、完了したと判断すると、医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末に「サポーター招待許否画面」を表示し、招待リクエスト送信の許可を求める（ステップＳ８６）。そして、招待リクエスト制御部３３１は、医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末の双方から「許可する」との返信を受け取ったかどうかを判断する（ステップＳ８７）。医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末の双方から「許可する」との返信を受けとらなかった場合は、招待リクエストの電子メールは送信されることなく、サポーター招待プロセスは終了する。

[0190] ステップ８６の「サポーター招待許否画面」としては、例えば，図２４のような形式にすることができる。この例では、サポーター招待を許可する場合は、「許可する」ボタンをクリックする。サポーター招待を許可しない場合は、「許可しない」ボタンをクリックする。

[0191] 医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末の双方から「許可する」との返信を受けとった場合、招待リクエスト制御部３３１は、指定された被招待者宛に招待リクエストの電子メールを送信し（ステップＳ８８）、被招待者からのアクセス（返信の到着）を待機する（ステップＳ８９）。

[0192] 被招待者からのアクセスがあると、アクセスに応じて所定の「サポーター招待承認画面」を被招待者の端末に表示してから（ステップＳ９０）、被招待者が招待リクエストを承認したかどうかを判断する（ステップＳ９１）。

[0193] 被招待者が招待リクエストを拒否した場合は、グループへの参加が拒否された旨を通知する画面を招待者の被招待者の端末に表示してから（ステップＳ９２）、サポーター招待プロセスを終了する。被招待者が招待リクエストを承認した場合は、サポーターとしてグループに追加し（ステップＳ９３）、サポーターとして追加された旨を通知する画面を被招待者の端末に表示してから（ステップＳ９４）、サポーター招待プロセスを終了する。

[0194] ステップ９０の「招待リクエスト承認画面」としては、例えば，図２５のような形式にすることができる。この例では、被招待者は、この画面中にある「承認する」ボタンをクリックするだけで、招待リクエストを承認することができる。招待リクエストを拒否する場合は、「拒否する」ボタンをクリックするだけでよい。

[0195] （医療従事者または患者による非ユーザーのサポーター招待）

次に、上述したようにして患者グループ登録を行った医療従事者Ｍが、未だ当該医療支援サービスのユーザーとして登録されていない患者Ｐや医療従事者Ｍや患者関係者Ｒを、サポーターとして招待する場合の動作について、図１５Ａ及び図１５Ｂを参照しながら説明する。なお、この動作は、医療従事者Ｍではなく、患者Ｐあるいは患者関係者Ｒがサポーター招待する場合も同じである。

[0196] 図１５Ａ及び図１５Ｂは、本実施形態の医療支援システム３０において、非ユーザーをサポーター招待する際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0197] 非ユーザーを招待する場合の動作は、招待リクエストを送付する被招待者の氏名と送付先（メールアドレス）を個別に指定する点と、招待者（医療従事者Ｍ）の端末１１に「招待リクエスト承認画面」を表示する前に新規ユーザー登録プロセスが実行される点で、上述した既ユーザーを招待する場合と

は異なる。

[0198] すなわち、医療支援システム３０の認証部３４０は、図１５Ａに示すように、既ユーザーを招待する場合と同様に、アクセスしてきた招待者（つまり医療従事者Ｍ）の端末１１に所定の「ログイン画面」を表示するステップＳ８１から、ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると判断するステップＳ８３までを実行する。ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、「医療従事者メニュー画面」を表示して希望する機能の選択を促す。

[0199] 「医療従事者メニュー画面」としては、図３０のようなものが使用される。ここでは新規にサポーターを招待するので、招待者は「グループへ招待」を選択する。そこで、これに応じて、グループ管理部３３０の招待リクエスト制御部３３１は、所定の「サポーター招待画面」を招待者の端末１１に表示し、招待リクエストの送付先を指定するよう促す（ステップＳ８４）。サポーターとして招待される人（被招待者）は未だユーザーとして登録されていないから、招待リクエストの送付先を個別に指定する必要がある。

[0200] ステップ８４の「サポーター招待画面」としては、例えば，図２６のような形式にすることができる。この例では、被招待者として指定する人のメールアドレスとパスフレーズを個別に入力する必要がある。なお、図２６では、メールアドレスとパスフレーズの欄が一組しか設けられていないが、複数組を設けてもよいことは言うまでもない。そうすれば、複数人のメールアドレスとパスフレーズを同じ画面内で一括して入力することが可能となる。入力が終了すると、「招待する」ボタンをクリックするだけで、被招待者に招待リクエストを送信することができる。

[0201] 招待リクエスト制御部３３１は、招待リクエストの送付先の指定が完了したか否かを判断し（ステップＳ８５）、完了したと判断すると、医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末に「サポーター招待許否画面」を表示し、招待リクエスト送信の許可を求める（ステップＳ８６）。そして、招待リクエスト制御部３３１は、医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端

末の双方から「許可する」との返信を受け取ったかどうかを判断する（ステップＳ８７）。医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末の双方から「許可する」との返信を受けとらなかった場合は、招待リクエストの電子メールは送信されることなく、サポーター招待プロセスは終了する。医療事業者側管理者の端末と患者側管理者の端末の双方から「許可する」との返信を受けとると、指定された被招待者のメールアドレスに招待リクエストの電子メールを送信する（ステップＳ８８）。そして、被招待者からのアクセスを待機する（ステップＳ８９）。アクセスがあると、「招待リクエスト承認画面」を表示する前に、所定の「新規ユーザー登録画面」を被招待者の端末に表示し、被招待者に対して医療支援システム３０のユーザー登録をし、それから招待リクエストを承認するよう促す（ステップＳ９５）。

[0202] こうして被招待者により新規ユーザー登録プロセスが実行され、被招待者が医療支援システム３０のユーザーとして登録されると、招待リクエスト制御部３３１は、所定の「招待リクエスト承認画面」を被招待者の端末に表示してから（ステップＳ９０）、被招待者が招待リクエストを承認したかどうかを判断する（ステップＳ９１）。

[0203] 被招待者が招待リクエストを拒否した場合は、グループへの参加が拒否された旨を通知する画面を招待者の端末に表示してから（ステップＳ９２）、サポーター招待プロセスを終了する。

[0204] 被招待者が招待リクエストを承認した場合は、サポーター招待が許可されるので、招待を承認した被招待者はグループＧにサポーターとして追加され、グループ・メンバーとなる（ステップＳ９３）。そして、サポーターが追加された旨を通知する画面を被招待者の端末に表示してから（ステップＳ９４）、サポーター招待プロセスを終了する。

[0205] ステップ９０の「招待リクエスト承認画面」としては、例えば，図２７のような形式にすることができる。この例では、招待リクエストを承認する場合には、被招待者が自分の氏名とメールアドレスを入力してから、送信ボタンをクリックするだけでよい。招待リクエストを拒否する場合には、この招

待リクエスト（電子メール）に対して応答せず、無視すればよい。

[0206] ステップ８６の「サポーター招待許否画面」としては、例えば，図２８のような形式にすることができる。この例では、医療事業者側管理者または患者側管理者がサポーター招待を許可する場合には、「許可する」ボタンをクリックし、サポーター招待を許可しない場合には、「許可しない」ボタンをクリックするだけでよい。

[0207] （医療従事者によるかかりつけ登録）

次に、医療従事者によるかかりつけ登録について、図１２Ａ及び１２Ｂを参照しながら説明する。図１２Ａ及び１２Ｂは、本実施形態の医療支援システム３０において、医療従事者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0208] まず、医療支援システム３０の認証部３４０は、図１２Ａに示すように、最初に、アクセスしてきた医療従事者Ｍの医療従事者端末１１に所定の「ログイン画面」を表示し、ログインを促す（ステップＳ４１）。医療従事者Ｍは、これに応じて、ログイン画面において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ４２）。ユーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、エラー表示をし、再入力を促す（ステップＳ４３）。

[0209] ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、所定のメニュー画面（図３０を参照）を表示して希望する機能の選択を促す。ここでは新規にかかりつけ登録をするので、医療従事者Ｍは「かかりつけ登録要請」を選択する。そこで、これ応じて、グループ管理部３２０の登録部３２１は、所定の「かかりつけ登録要請画面」を医療従事者端末１１に表示し、所定の患者情報の入力・送信を促す（ステップＳ４４）。

[0210] ステップＳ４４の「かかりつけ登録要請画面」としては、例えば，図１８のような形式にすることができる。この例では、医療従事者Ｍが、患者Ｐの

メールアドレスを入力してから、送信ボタンをクリックすることになる。この場合、かかりつけ登録が可能な患者Ｐの氏名を医療従事者端末１１にリスト表示させ、希望する患者Ｐの氏名をクリックすることで選択できるようにしてもよい。

[0211] 次に、グループ管理部３２０の登録部３２１は、医療従事者端末１１から送信されてくる情報が所定のものかどうかを判断する（ステップＳ４５）。受領した情報が所定のものでない場合、例えばメールアドレスが正しい表記になっていないような場合は、医療従事者端末１１にエラー・再入力表示を行い、情報の再度の入力を促す（ステップＳ４６）。受領した情報が所定のものである場合は、受領したその情報に係る「かかりつけ登録」がすでに実施されていないかどうか、つまり、「かかりつけ登録」が重複するかどうかを判断する（ステップＳ４７）。重複すると判断された場合は、重複しない情報の入力を指示してから（ステップＳ４８）、ステップＳ４５～Ｓ４７を繰り返す。

[0212] ステップＳ４７においてかかりつけ登録が重複しないと判断された場合は、ステップＳ４９に進み、かかりつけ登録に係る患者Ｐ、換言すれば、「かかりつけ登録要請画面」で指定された患者Ｐが、当該医療支援システムの既存のユーザーであるかどうかを判断する。これは、かかりつけ登録に係る患者Ｐが、未だ当該医療支援システムのユーザーになっていない場合があるからである。ステップＳ４９において既存のユーザーでないと判断されると、上述した患者グループ登録プロセスを実行する（ステップＳ５０）。こうして患者グループ登録プロセスが完了すると、登録部３２１が、「かかりつけ登録要請」がされていることを知らせる電子メールを、かかりつけ登録に係る患者Ｐのメールアドレス宛に送信する（ステップＳ５１）。このメールには、「かかりつけ登録承認画面」にリンクされたＵＲＬが含まれており、患者ＰがこのＵＲＬをクリックすることで、患者端末１０上で「かかりつけ登録承認画面」を開くことができる。

[0213] 次に、登録部３２１は、かかりつけ登録に係る患者Ｐからのアクセスを待

機し（ステップＳ５２）、患者端末１０からアクセスがあると、「かかりつけ登録承認画面」を表示する(ステップＳ５３)。そして、かかりつけ登録を承認したか否かを判断する（ステップＳ５４）。かかりつけ登録が承認されたと判断すると、かかりつけ登録に係る患者情報と疾患情報と医療関連施設情報を関連づけてかかりつけ施設情報記憶部３２８に記憶し（ステップＳ５６）、患者Ｐにより選択された共有ルールを共有同意情報記憶部３２９に記憶して（ステップＳ５７）、終了する。ステップＳ５４においてかかりつけ登録が承認されなかったと判断すると、かかりつけ登録が拒否された旨を医療従事者端末１１に通知して、かかりつけ登録プロセスを終了する。

[0214] ステップ５３の「かかりつけ登録承認画面」としては、例えば，図１９のような形式にすることができる。この例では、登録を承認する場合には、患者Ｐが自分のパスコードを入力し、情報共有ルールの欄にプルダウン表示されるリストから「ルール１（院内共有）」、「ルール２（包括的共有）」または「ルール３（共有拒否）」を選択してから、登録承認ボタンをクリックすることになる。登録を拒否する場合には、患者Ｐが自分のパスコードを入力してから、登録拒否ボタンをクリックすればよい。登録拒否の場合には、情報共有ルールの選択は不要である。

[0215] （患者によるかかりつけ登録）

次に、患者Ｐによるかかりつけ登録について、図１３Ａ及び図１３Ｂを参照しながら説明する。図１３Ａ及び図１３Ｂは、本実施形態の医療支援システム３０において、患者がかかりつけ登録をする際の一連の動作を示すフローチャートである。

[0216] まず、医療支援システム３０の認証部３４０は、図１３Ａに示すように、最初に、アクセスしてきた患者Ｐの患者端末１０に所定の「ログイン画面」を表示し、ログインを促す（ステップＳ６１）。患者Ｐは、これに応じて、「ログイン画面」において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。認証部３４０は、受領したユーザーＩＤとＰＷが、ユーザー管理部３１０のユーザー情報記憶部３１２に登録

されているユーザーＩＤとＰＷと一致するかどうか判断する（ステップＳ６２）。ユーザーＩＤとＰＷのいずれかまたは双方が一致しない場合は、患者Ｐが未だ当該医療支援システムのユーザーになっていないことを意味するから、エラー表示をし（ステップＳ６３）、新規ユーザー登録プロセスを実行する（ステップＳ６４）。患者Ｐは、新規ユーザー登録プロセスを実行し、ステップＳ６１に戻って、ログイン画面において自分のユーザーＩＤとＰＷを入力し、同画面に表示されている送信ボタンをクリックする。

[0217] ユーザーＩＤとＰＷの双方が一致すると、ユーザー管理部３１０の登録部３１１は、「メニュー画面」（図３１を参照）を表示して希望する機能の選択を促す。ここでは新規にかかりつけ登録をするので、患者Ｐは「かかりつけ登録要請」を選択する。そこで、これに応じて、グループ管理部３２０の登録部３２１は、所定の「かかりつけ登録要請画面」を患者端末１０に表示し、かかりつけ登録を希望する医療関連施設を検索して指定するよう促す（ステップＳ６５）。さらに、所定の「共有ルール選択画面」を患者端末１０に表示し、いずれかを選択するよう促す（ステップＳ６６）。

[0218] ステップ６５の「かかりつけ登録要請画面」としては、例えば，図２０のような形式にすることができる。この例では、患者Ｐがかかりつけ登録を希望する医療関連施設を検索して指定できるようになっている。検索結果の表示例を図２１に示す。図２１の例では、検索してリスト表示された医療関連施設の中から、希望する医療関連施設名に表示されている「かかりつけ登録」ボタンをクリックするだけで、指定することができる。

[0219] ステップ６６の「共有ルール選択画面」としては、例えば，図２２のような「かかりつけ登録確認画面」の形式にすることができる。この例では、かかりつけ登録を確認する際に、患者Ｐが自分のパスコードを入力し、情報共有ルールの欄にプルダウン表示されるリストから「ルール１（院内共有）」、「ルール２（包括的共有）」または「ルール３（共有拒否）」を選択してから、登録ボタンをクリックすることになる。かかりつけ登録を中止する場合には、単にキャンセルボタンをクリックすればよい。キャンセルの場合に

は、パスコードの入力と情報共有ルールの選択は不要である。

[0220] そして、登録部３２１は、患者端末１０から送信されてくる情報がすべて揃っているかどうかを判断する（ステップＳ６７）。受領した情報がすべて揃っていない場合、例えば疾患名が届いていないような場合は、患者端末１０にエラー・再入力表示を行い、情報の再度の入力を促す（ステップＳ６８）。受領した情報がすべて揃っている場合は、受領したその情報に係る「かかりつけ登録」がすでに実施されていないかどうか、つまり、「かかりつけ登録」が重複するかどうかを判断する（ステップＳ６９）。重複すると判断された場合は、重複しない情報の入力を指示してから（ステップＳ７０）、ステップＳ６５～Ｓ６９を繰り返す。

[0221] ステップＳ６９においてかかりつけ登録が重複しないと判断された場合は、ステップＳ７１に進み、かかりつけ登録を要請している患者Ｐが、かかりつけ登録に係る医療関連施設Ｆに患者として登録されているかどうか、換言すれば、その患者が「かかりつけ登録要請画面」で指定された医療関連施設Ｆの患者になっているかどうかを判断する。これは、その患者が、未だかかりつけ登録に係る医療関連施設Ｆの患者になっていない場合があるからである。ステップＳ７１において医療関連施設Ｆに患者として登録されていると判断されると、かかりつけ登録に係る患者情報と疾患情報と医療関連施設情報を関連づけてかかりつけ施設情報記憶部３２８に記憶し（ステップＳ７３）、患者Ｐにより選択された共有ルールを共有同意情報記憶部３２９に記憶してから（ステップＳ７４）、グループＧを登録・生成し（ステップＳ７５）、かかりつけ登録プロセスを終了する。

[0222] このように、患者Ｐによるかかりつけ登録によっても、指定された患者Ｐの指定された疾患に対するグループＧが生成される。このグループＧは、医療従事者Ｍによる患者グループ登録によって登録・生成されたグループＧと同様に、デフォルトメンバーが登録されている場合を除き、生成時のグループ・メンバーはゼロである。また、かかりつけ登録を実施した患者Ｐ本人や、かかりつけ登録に係る医療従事者Ｍに所属する医療従事者Ｍや、他の医療

関連施設Ｆに所属する医療従事者Ｍ、患者関係者Ｒで、グループＧへ参加させたい人がいる場合は、医療従事者側管理者と患者側管理者の双方の許可を受けた上でそれらの人に招待リクエストを送り、承認を受けることで、グループ・メンバーを自由に追加することができる。患者Ｐ以外のグループ・メンバーは、すべて、患者Ｐのサポーターとなる。

[0223] 患者Ｐによるかかりつけ登録で生成されたグループＧにおいては、グループ・メンバーとなった医療従事者Ｍの間では、患者Ｐが同意した共有ルールに従って、グループＧに係る患者Ｐの指定された疾患に関する医療情報を共有することができる。したがって、患者Ｐに提供する医療サービスを改善することが可能となる。

[0224] 患者Ａさんに関するグループ Ｇのタイムラインの一例を図３２に示す。この例では、Ａさんが発した質問（メッセージ）に対し、医療従事者(医師)である佐藤光一氏の回答（メッセージ）、医療従事者(看護師)である山田花子氏の回答（メッセージ）、医療従事者(ケアマネ)である中村ミチコ氏の回答）メッセージ）が、時系列に並んでいるため、話しの流れがつかみやすく、非常に理解しやすい。このタイムラインには、このグループに属するメンバーは誰でもアクセスできるため、タイムライン上のメッセージの閲覧、タイムライン上のメッセージの投稿などが簡単に実行できる。したがって、Ａさんのこのグループでは、コミュニケーションが円滑に行われ、意思の疎通が図りやすい。

[0225] また、患者Ａさんの統合された医療情報の一例を図３３に示す。この例から分かるように、Ｘクリニックに蓄積・保存されている糖尿病に関する医療情報と、Ｙクリニックに蓄積・保存されている肺がんに関する医療情報が、統合された状態で閲覧できるようになっている。このため、Ｘクリニックに所属する医療従事者ＭとＹクリニックに所属する医療従事者Ｍの双方が、患者Ａさんの異なる疾患に関する医療情報を共有することができ、したがって、Ｘクリニックに所属する医療従事者Ｍは、Ｙクリニックでの医療情報を考慮したうえで治療等が行える。Ｙクリニックに所属する医療従事者Ｍも、Ｘ

クリニックでの医療情報を考慮したうえで治療等が行える。結果として、患者の症状により適した治療等が行えるという利点がある。

[0226] 以上述べたように、本発明の一実施形態に係る医療支援システム３０は、疾患情報記憶部３１６（疾患識別情報記憶手段）によって、ユーザーとしての患者Ｐが持つ疾患に対して疾患ＩＤ（疾患識別情報）を割り当てて記憶し、グループ管理部３２０（グループ管理手段）によって、患者ＩＤ（サービス受給者識別情報）と、当該患者ＩＤに対応する患者Ｐの疾患ＩＤとを関連づけることで、固有のグループＩＤ（グループ識別情報）を持つグループＧを生成するため、グループＧは患者Ｐが持つ疾患毎に生成される。したがって、招待リクエスト制御部３２４及び招待リクエスト情報記憶部３２４（招待リクエスト管理手段）により、グループＧに係る疾患に対する医療サービスを提供する医療従事者Ｍを、グループＧにグループ・メンバーとして追加すれば、追加された医療従事者Ｍは、グループＧに係る患者Ｐの、グループＧに係る疾患についての医療情報を、ユーザー端末１０、１１、１２を介して共有できるようになる。

[0227] よって、患者Ｐ一人ひとりの医療情報をそのプライバシーを守りながら共有することができると共に、共有された医療情報に基づいてグループＧに係る患者Ｐに対し、より良質の医療サービスを提供することができる。

[0228] また、招待リクエスト制御部３２４及び招待リクエスト情報記憶部３２４は、ユーザー端末１０、１１、１２を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、ユーザー端末１０、１１、１２を用いて実行される被招待者による招待リクエストの承認と、ユーザー端末１０、１１、１２を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、ユーザーとしての被招待者をグループＧにグループ・メンバーとして追加するようになっているので、被招待者や管理者（例えば院長）の意図に反してグループＧにグループ・メンバーとして勝手に追加される恐れがないし、被招待者がグループＧにグループ・メンバーとして追加されることで患者Ｐの医療サービスに対して問題が生じたりすることもない。

[0229] なお、本発明に係る医療支援方法は、上述した医療支援システム３０で実行される。本発明に係る医療支援プログラムは、コンピュータにインストールされて上述した医療支援システム３０を実現するプログラムである。

[0230] （変形例）

上述した実施形態は本発明を具体化した例を示すものである。したがって、本発明はこの実施形態に限定されるものではなく、本発明の趣旨を外れることなく種々の変形が可能であることは言うまでもない。

[0231] 例えば、上述した実施形態では、患者Ｐ１の三つの疾患（ここでは糖尿病、高脂血症、痛風）毎にグループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３が生成され、グループＧ１１、Ｇ１２及びＧ１３のそれぞれに異なる医療関連施設Ｆ（クリニックＦ１、クリニックＦ２、病院Ｆ３）がかかりつけ登録されて、それらの疾患に対する治療等を個別に担当している。また、患者Ｐ２の二つの疾患（ここではアルツハイマー、高血圧）毎にグループＧ２１及びＧ２２が生成され、グループＧ２１及びＧ２２のそれぞれに異なる医療関連施設Ｆ（病院Ｆ３、訪問看護ステーションＦ４）がかかりつけ登録されて、それらの疾患に対する治療等を個別に担当している。したがって、上記実施形態では、個々の患者Ｐの疾患毎に異なる医療関連施設Ｆが治療等を担当していることになる。しかし、本発明はこの態様に限定されるわけではない。個々の患者Ｐの複数の疾患に対して同一の医療関連施設Ｆが医療サービスを担当してもよい。具体的に言えば、患者Ｐ１の二つの疾患（ここでは糖尿病、高脂血症）用のグループＧ１１及びＧ１２の双方に対して、例えばクリニックＦ１が共通してかかりつけ登録されてもよい。この場合、例えば、クリニックＦ１に所属する医療従事者Ｍ１またはＭ２が二つの疾患（ここでは糖尿病、高脂血症）に対する医療サービスを担当することになる。

[0232] また、患者Ｐの疾患を考慮せずに、患者Ｐ毎に医療関連施設Ｆを対応させてもよい。つまり、患者Ｐと医療関連施設Ｆを一対一に対応させてもよいし、個々の患者Ｐに複数の医療関連施設Ｆを対応させてもよい。

[0233] さらに、上述した実施形態では、本発明が医療支援サービスを提供する医

療支援システムとされているが、本発明はこれに限定されない。本発明を介護サービスに適用し、介護支援システムとして構成されてもよいし、医療と介護の双方を提供する医療及び介護支援システムとして構成されてもよい。

産業上の利用可能性

[0234] 本発明は、医療従事者と介護従事者の連携が必要な分野、より具体的には、専門分野が異なる医師や看護師、栄養士、ケアマネージャー等の多職種の医療従事者や介護従事者が相互に連携して、より良質の医療サービスや介護サービスを提供することが求められる分野に適用可能である。

符号の説明

[0235] １０　患者端末
１１　医療者端末
１２　患者関係者端末
２０　インターネット
３０　医療支援システム
５１　タイムライン
５１ａ　全員共有エリア
５１ｂ　医療従事者共有エリア
３１０　ユーザー管理部
３１１　登録部
３１２　ユーザー情報記憶部
３１３　患者情報記憶部
３１４　医療従事者情報記憶部
３１５　医療関連施設情報記憶部
３１６　疾患情報記憶部
３２０　かかりつけ登録管理部
３２１　登録部
３２２　かかりつけ施設情報記憶部
３２３　共有同意情報記憶部

３２４　患者実在性検証部

３３０　グループ管理部

３３１　招待リクエスト制御部

３３２　招待リクエスト情報記憶部

３３３　グループ情報記憶部

３３４　グループ・メンバー情報記憶部

３３５　タイムライン制御部

３３６　メッセージ制御部

３３７　認証部

３４０　認証部

３５０　通信制御部

Ｆ　医療関連施設

Ｆ１　クリニック

Ｆ２　クリニック

Ｆ３　病院

Ｆ４　訪問看護ステーション

Ｇ　グループ

Ｇ１１　患者Ｐ１の糖尿病治療用グループ

Ｇ１２　患者Ｐ１の高脂血症治療用グループ

Ｇ１３　患者Ｐ１の痛風治療用グループ

Ｇ２１　患者Ｐ２のアルツハイマー治療用グループ

Ｇ２２　患者Ｐ２の高血圧治療用グループ

Ｍ　医療従事者

Ｍ１、Ｍ２、Ｍ３、Ｍ４、Ｍ５、Ｍ６、Ｍ７、Ｍ８　医療従事者

Ｐ　患者

Ｐ１、Ｐ２　患者

Ｒ　患者関係者

Ｒ１、Ｒ２、Ｒ３、Ｒ４、Ｒ５、Ｒ６、Ｒ７、Ｒ８　患者関係者

請求の範囲

[請求項1] ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援方法であって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶し、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶し、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護従事者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶し、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶し、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成し、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようにし、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記

要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能とすることを特徴とする医療・介護支援方法。

[請求項2] 前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する請求項１に記載の医療・介護支援方法。

[請求項3] 前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる請求項１または２に記載の医療・介護支援方法。

[請求項4] 前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する請求項２または３に記載の医療・介護支援方法。

[請求項5] 前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられている請求項１～４のいずれかに記載の医療・介護支援方法。

[請求項6] 前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係

る前記事業関連施設でのサービス受給者番号または被保険者番号に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる請求項２～５のいずれか記載の医療・介護支援方法。

[請求項7] 前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる請求項１～６のいずれかに記載の医療・介護支援方法。

[請求項8] 前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる請求項２～７のいずれか記載の医療・介護支援方法。

[請求項9] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される請求項１～８のいずれかに記載の医療・介護支援方法。

[請求項10] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される請求項１～９のいずれかに記載の医療・介護支援方法。

[請求項11] ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援システムであって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶するユーザ

ー識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶するサービス受給者識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護事業者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する事業従事者識別情報記憶手段と、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶する事業関連施設識別情報記憶手段と、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成するグループ管理手段と、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加する招待リクエスト管理手段とを備え、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能であることを特徴とする医療・介護支援システム。

[請求項12] 前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情

報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する請求項１１に記載の医療・介護支援システム。

[請求項13] 前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる請求項１１または１２に記載の医療・介護支援システム。

[請求項14] 前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する請求項１２または１３に記載の医療・介護支援システム。

[請求項15] 前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられている請求項１１～１４のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項16] 前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設でのサービス受給者番号または被保険者番号に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる請求項１１～１５のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項17] 前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リ

クエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる請求項１１～１６のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項18] 前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる請求項１１～１７のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項19] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される一端末に表示させる請求項１１～１８のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項20] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される請求項１１～１９のいずれかに記載の医療・介護支援システム。

[請求項21] ユーザー端末からの要求に応じて、通信ネットワークを介して特定の患者または要介護者に関する医療・介護情報を前記ユーザー端末で閲覧可能にすることで、医療・介護サービスの提供を支援する医療・介護支援プログラムであって、

前記ユーザー端末を介して前記医療・介護サービスを利用する個々のユーザーに対して、ユーザー識別情報を割り当てて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての前記患者または前記要介護者に対してサービ

ス受給者識別情報を割り当てると共に、当該サービス受給者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての医療従事者または介護従事者に対して事業従事者識別情報を割り当てると共に、当該事業従事者識別情報を前記ユーザー識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記ユーザーとしての前記医療従事者または前記介護従事者が所属する事業関連施設に対して事業関連施設識別情報を割り当てると共に、当該事業関連施設識別情報を前記事業従事者識別情報に関連づけて記憶する処理と、

前記サービス受給者識別情報に関連させて、固有のグループ識別情報を持つグループを生成する処理と、

前記ユーザー端末を用いて実行される招待者と被招待者を指定した招待リクエストの送付に対して、前記ユーザー端末を用いて実行される前記被招待者による前記招待リクエストの承認と、前記ユーザー端末を用いて実行される所定の管理者の許可とを得ることを条件として、前記ユーザーとしての前記被招待者を前記グループにグループ・メンバーとして追加するようにする処理とを、コンピュータに実行させ、

前記グループ・メンバーとして前記グループに追加された前記被招待者である前記医療従事者または前記介護従事者の間で、前記グループに係る前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の医療・介護情報を、前記ユーザー端末を介して共有可能とすることを特徴とする医療・介護支援プログラム。

[請求項22] 前記ユーザー端末を介して送られるかかりつけ登録要請を受信すると、当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記事業関連施設識別情報とを相互に関連づけて記憶し、

当該かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報

と、当該かかりつけ登録要請で指定された前記グループ識別情報とを相互に関連づけることによって、前記グループ識別情報に対応する前記グループに関するかかりつけ施設情報を生成する請求項２１に記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項23] 前記サービス受給者識別情報を等しくする前記グループがｎ個（ｎは２以上の整数）存在しており、前記グループの各々が対応する前記事業関連施設識別情報と関連づけられていて、前記ユーザー端末を介してｎ個の前記グループの医療・介護情報が統合的に閲覧可能とされる請求項２１または２２に記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項24] 前記かかりつけ登録要請で指定された前記サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者に対し、自己の医療・介護情報の共有ルールを選択するよう促しながら、前記かかりつけ登録要請を承認するか否かを照会し、前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認した場合は、選択された前記共有ルールを記憶する請求項２２または２３に記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項25] 前記グループの前記サービス受給者識別情報が、当該サービス受給者識別情報に対応する前記患者または前記要介護者の疾患識別情報と関連づけられている請求項２１～２４のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項26] 前記かかりつけ登録要請に係る前記サービス受給者が前記かかりつけ登録要請を承認する際の本人確認が、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設でのサービス受給者番号または被保険者番号に基づいて生成されたパスコードを使用して行われる能とされる請求項２１～２５のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項27] 前記招待リクエストに係る前記ユーザーの本人確認が、前記招待リクエストに係る前記ユーザーの電話番号またはパスフレーズを用いて行われる請求項２１～２６のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項28] 前記かかりつけ登録要請に係る前記患者または前記要介護者が前記かかりつけ登録要請を承認する際に、前記かかりつけ登録要請に係る前記事業関連施設毎に割り当てられた端末番号とＵＲＬ情報を記憶した近距離無線通信端末が使用され、

前記患者または要介護者の前記ユーザー端末と前記近距離無線通信端末との接触によって前記ＵＲＬ情報を前記ユーザー端末に送信し、かかりつけ登録承認用画面を前記ユーザー端末に表示させる請求項２１～２７のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項29] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記ユーザー端末においてタイムラインで表示される請求項２１～２８のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。

[請求項30] 前記グループに所属する前記グループ・メンバー間で共有される前記医療・介護情報が、前記グループ・メンバー全員が閲覧可能な領域と、前記グループに所属する前記医療従事者または前記介護従事者のみが閲覧可能な領域に分けて表示される請求項２１～２９のいずれかに記載の医療・介護支援プログラム。